

議 事 録

平成24年第1回定例会

[初 日]

平成24年3月7日(水)

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	<p>町民憲章を朗読いたします。</p> <p>町民憲章</p> <p>一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、伝統と文化を守り、育てる筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、平和を願い、命を大切にする筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、子どもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は、15人につき定足数に達しております。</p> <p>ただ今から、平成24年第1回筑前町議会定例会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(9:30)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を、行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、11番 藤野久議員及び12番 内堀靖子議員を、指名します。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を、議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日3月7日から15日までの9日間としたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は、本日から3月15日までの9日間と決定しました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を、求めます。</p> <p>田頭町長</p>
町 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、平成24年第1回の定例会を招集いたしましたところ、多数ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>さて、NHKの番組で「白熱教室」というアメリカや日本の大学の授業の様子が放映され、話題となっております。</p> <p>今までの大学の講義方式ではなく、教授と学生の闊達な対話で進められている授業形式は、教育の最高の実例とも言われ、新しい人材像が生まれていると思います。</p> <p>テーマも、幸福、正義、人権、民主主義など、今の社会課題に多様な価値観で切り込んでいく議論は、社会の構図を読み解く糸口になると言われています。</p> <p>さて、私ども地域社会においても、地方自治法の改正など、執行部と議会と住民との新たな関係を模索中であります。</p> <p>今定例会におきまして、議会基本条例が提案されます。このことは筑前町の議会史にとって特筆すべき仕組みの提案だと、町長として受け止めております。</p> <p>このことから、より闊達な議論が進み、住民への幸せづくりが前進することを願うものでございます。</p> <p>それでは、定例会の開会にあたり、諸議案の提案説明に先立ちまして、この1年間</p>

を振り返りながら、平成23年度のまちづくりを総括したいと思います。

昨年は、3月11日に発生しました未曾有の大災害である東日本大震災に大きな影響を受けた1年でした。

国民はもとより世界中の人々が惨状に涙し、自然の脅威を再認識しながらも、重苦しい閉塞感の中で被災地の人々の言動と人の絆に感動し、心を一つにした年でもありました。

町民の皆様も、1日も早い復旧と復興を願い行動し、各行政区をはじめ小中学校の子どもたちの募金活動、また被災地支援、チャリティコンサート開催等、物心ともども支援活動の輪が広がりました。町長として心からお礼を申し上げ、皆様とともに被災者の方々の一助になればと願うところです。

また、本町におきましても、この東日本大震災を教訓とし、災害時に自発的・自主的に地域で協力し助け合う組織として、自主防災組織の立ち上げ・育成に努め、1月現在で29組織が形成され、町全体の組織率も77.1%となりました。2月には、これらの組織が参加した防災訓練を実施いたしました。

さらに、本庁舎に太陽光発電システムを導入することで、非常時への対応を強化したことや、3YASU交流のあった滋賀県野洲市、高知県香南市との平成20年4月に締結した防災協定についても改めて再確認いたしました。

このような状況を踏まえて、3つの重点テーマに沿ってまちづくりを振り返ります。

1つ目に、「食に感謝し平和を願うまちづくり」についてです。

本町の個性の表現として、「食に感謝し平和を願う町」の拠点である「ファーマーズマーケットみなみの里」と「大刀洗平和記念館」を創設し、観光の町としてもスタートいたしました。

オープン以来の来場者数は、みなみの里は180万人、平和記念館は40万人を超える来場者がありました。雇用や生産・販売の状況から、2つの施設の経済効果は約12億円とみています。

「食」につきましては、昨年10月に「ちくぜん食の都づくり宣言」を行い、信頼づくり・魅力づくり・出会いづくり・人づくり・健康づくりの5つの柱の宣言を行いました。

食と農を基点としたまちづくりが、町民の健康増進と町の産業振興のために必要であり、地産地消を図りながら黒大豆「筑前クロダマル」や「筑前木酢」の特産品化等、農を基盤とした「食」のまちづくりに取り組み始めたところです。

さらに、地産地消とともに学校・家庭・地域における食育の推進、食生活の改善など町民運動として幅広い食育の取り組みの浸透を期待するところです。

「平和」につきましては、平和記念館に収蔵されている戦時品等を活用した企画展を開催し、展示の充実を図りました。また、小中学生等への平和学習に活用していただくなど、今後もこの地で起こった真実を伝え、平和へのメッセージを多くの人に届けるため、情報収集と発信を続け、住民の皆さんと一緒に平和を大切にする心を育てていきたいと考えています。

2つ目に「子どもが輝くまちづくり」です。

町の宝である子どもたちが、心豊かでたくましく生まれ育つよう、子育て支援センターの設置等により子育て支援の充実を図っています。

学校教育においては、町単独でALTやスクールソーシャルワーカー等の人材を確保するとともに、本町で生まれ育った高校生や大学生等のボランティアが教育の現場を支援しています。

また、先生の指導にあたる先生として2名の指導主事を配置し、学力向上に取り組

んできたこともあり、平成23年度の全国学力・学習状況調査結果では、小学校ではすべての教科区分において、初めて県平均を上回りました。また、中学校においても、すべての教科区分において、県平均との差が小さくなっているところです。

塾や私立校に行かなくても、確かな学力を身につけたいという子どもたちの願いを実現していけるよう、今後とも支援を充実していきたいと考えています。

3つ目に「おかげさまのまちづくり」です。

本町には、豊かな自然と歴史、農業地帯としての歩みなどを背景に、古くから「孝子弥四郎の伝承」にあるような人柄のよさや人情味の豊かさ、「おかげさま」の精神が色濃く残っており、それは多くの人々が認める“筑前町のよさ”となっています。

これらの特性・資源をさらに生かし、高齢者や障がい者を見守り支援する見守りネットワーク支援事業の推進や、冒頭に申しました自主防災組織の育成など、昔ながらの近隣の間人間関係を大切に「おかげさま」の精神で支え合い助け合うまちづくりをさらに進めていきたいと考えています。

このように、3つのテーマに沿って振り返りましたが、東日本大震災に伴うエネルギー問題や円高問題のほか税の議論など、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、従来からの福祉費や医療費等の増大と相まって課題は山積しています。

この難局を乗り越え、ピンチをチャンスとして捉え、額に汗していかなければならないと考えるところです。

今、幸福論が世界的に論じられています。今年は人も町も幸福とは何かを改めて考える年になりそうです。

テレビや新聞で、日本再生に向けて様々な特集が報道されていますが、その内容は、数十年前の村おこしの話との重なりを感じました。まちづくりとは、幸福を求める永遠の取り組みです。私は30年ほど前、大分県の大山町、湯布院町、宮崎県の綾町のまちづくりを研究したくて幾度となく訪ねました。

テーマは、「町おこしとは何か」であります。

大山町の職員から学んだものは、「町おこしとは心おこし」であるということでした。

大山町が求めたのは、まず、経済振興でした。その経済おこしが文化おこしとなり、環境から情報までさまざまに豊かさを求めて前進してきました。言動力は危機感と心おこしであると思いました。

当時大山町には北九州市から研修生を受け入れていました。100万都市の職員が小さな山村の町に研修に行く。私は、その北九州市の職員の話を知りたくて小倉まで出向き、話を伺うことができました。

「過去を見るのではなく、現状から未来を語り創るのだ。そのためにはイノベーションだ。行動力だ」と熱く語ってくれたことを、私の思いとして紹介させていただきます。

それでは、本日提案いたします議案等29件の提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員の任期が平成24年6月30日をもって任期満了となるので、後任の候補者として推薦することについて議会の意見を求めるものです。

同意第1号 筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員の任期が平成24年3月31日をもって任期満了となるので、後任として選任することについて議会の同意を求めるものです。

同意第2号 筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員の任期が平成24年5月27日をもって任期満了となるので、再任命することについて議会の同意を求めるものです。

承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、公務遂行中に加害者の過失により発生した交通事故により、被害者の受けた損害を賠償するにあたり和解を締結する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分を行ったものです。

議案第1号 町道の路線認定につきましては、道路法の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第2号 建設工事委託に関する実施協定の変更につきましては、筑前町公共下水道三輪中央浄化センターの建設工事について、額の確定により協定額を変更する必要が生じたため、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第3号 筑前町行政組織条例及び筑前町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成24年4月1日実施の筑前町行政組織の見直しを行うために、関係条例の一部を改正しようとするものです。

議案第4号 筑前町附属機関に関する条例及び筑前町特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新たに設置する協議会等について関係条例の一部を改正しようとするものです。

議案第5号 筑前町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法律が施行されたため、当該条例の一部を改正しようとするものです。

議案第6号 筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、県宮熊坂ため池整備事業及び下堤ため池整備事業の分担区分を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第7号 筑前町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法律の改正に伴い当該条例の一部を改正しようとするものです。

議案第8号 筑前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道路法施行令の改正により道路占用料が見直されるため、当該条例の一部を改正しようとするものです。

議案第9号 筑前町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例及び筑前町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、下水道整備率の向上により新築に伴う公共ます設置における処理区域内外の均衡を図るための接続奨励制度の必要性が低下したため、関係条例の一部を改正しようとするものです。

議案第10号 筑前町図書館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法律の改正に伴い図書館運営協議会の任命基準を新たに加える必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするものです。

議案第11号 平成23年度筑前町一般会計補正予算（第4号）につきましては、補正額376,754千円を減額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ12,049,394千円とするものです。

事業精査により減額補正する主なものは、

- ・子ども手当費 75,378千円減
- ・国交省公園事業 54,300千円減
- ・太陽光発電システム設置事業 20,205千円減
- ・防衛施設周辺道路改修等事業 19,091千円減

などで、増額補正する主なものは、

- ・派遣職員人件費等対応の甘木朝倉三井環境施設組合負担金 7,617千円
- ・予防接種予定見込者が増加したための子宮頸がん予防接種委託料 7,196千円
- ・今年度の町有地売払収入分を公共施設等整備基金元金積立へ 4,846千円
- ・広域圏ふるさと振興特別会計剰余金を地域振興基金元金積立へ 3,265千円

などを追加するものです。

議案第12号 平成23年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、補正額5,565千円を減額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ3,377,034千円とするものであります。

議案第13号 平成23年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正額5,332千円を減額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ276,193千円とするものです。

議案第14号 平成23年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正額408千円を追加し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ20,048千円とするものです。

議案第15号 平成23年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正額3,615千円を減額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ160,081千円とするものです。

議案第16号 平成23年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正額51,730千円を減額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ1,611,871千円とするものです。

議案第17号 平成23年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入の予定額を30,420千円追加し、277,058千円とし、収益的支出の予定額を2,126千円減額し、320,531千円とするものです。

次に、議案第18号から議案第25号までの平成24年度筑前町一般会計予算をはじめとする8会計の予算編成方針について概要を説明いたします。

日本の経済は、東日本大震災の影響により、依然として厳しい状況にある中で、緩やかに持ち直しているところでもあります。

こうした情勢の下、平成24年度国の予算は、東日本大震災からの復興をはじめ5つの重点分野を中心に、日本再生に向けた取り組みが行われ、地域主権改革の推進、中期財政フレームに基づき編成されています。

本町の財政状況は、健全化判断比率等の財政指標においても、現状では健全性を保っているところではありますが、合併特例債事業をはじめ数多くの普通建設事業を行っていることから、公債費償還の増加など義務的経費は増加傾向にあり、少子・高齢化対策、企業誘致対策、上水道事業、多目的運動公園整備、町営住宅整備、農業振興対策など本町が取り組むべき課題は山積し、加えて行政サービスの多様化にも対応しなければならないことや普通交付税の合併算定替の特例期間の適用が平成26年度までなど、本町の財政を取り巻く状況は、将来にわたり厳しいことは変わりありません。

このような本町情勢の下、平成24年度当初予算編成においては、限られた財源の中で創意工夫し、既存事業の見直し、経費節減、総合計画及び公約に沿った事業に取り組み、「食」と「平和」、「子育て支援」、「学力向上」、大型事業で本年度から着工する「公営住宅建設事業」、継続事業である「多目的運動公園整備事業」など効果的な重点配分を行い、町債残高の減、基金繰入金の減など、財政規律と投資のバランスを図りながら、健全財政と創造のまちづくりを推進する予算としたところです。

議案第18号 平成24年度筑前町一般会計予算については、予算総額11,566,400千円で、前年比1.3%の減で、152,213千円の減額となっています。

歳入については、町税が0.1%の増、3,948千円の増額となり、当初予算計上額としては4年ぶりの増収見込み計上となっています。

財源構成については、自主財源が4,166,084千円で36%、依存財源が7,

	<p>400,316千円で64%の構成となり、自主財源は、主に各事業実施のための基金繰入金の減額により昨年度から8.6%の減、依存財源は、主に地方交付税の増額により昨年度から3.3%の増となっています。また、一般財源額は8,245,916千円となり、主に地方交付税の増額により昨年度から4.6%の増となっています。</p> <p>歳出については、主に子ども手当の制度改正予定などによる扶助費の3.3%の減、ミニ公募債元金1億円の償還による公債費の5.5%の増などにより、義務的経費が0.2%の増、本年度から着工する公営住宅建設事業、継続事業である多目的運動公園整備事業などの取り組みにより、投資的経費が9.8%の増、その他の経費が、主に上水道整備事業期間を延期したことにより投資及び出資金、貸付金の60.1%の減などにより4.9%の減となっています。</p> <p>議案第19号 平成24年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、予算総額3,415,941千円、前年比2.23%、74,540千円の増額となっています。</p> <p>歳出の主なものは、保険給付費2,265,668千円です。</p> <p>議案第20号 平成24年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額299,974千円、前年比6.55%、18,449千円の増額となっています。</p> <p>歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金297,168千円です。</p> <p>議案第21号 平成24年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、予算総額8,502千円、前年比15.34%の減で、1,540千円の減額となっています。</p> <p>議案第22号 平成24年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、予算総額159,819千円、前年比4.31%の減で、7,199千円の減額となっています。</p> <p>議案第23号 平成24年度筑前町公共下水道事業特別会計予算につきましては、予算総額1,203,512千円、前年比27.79%の減で、463,281千円の減額となっています。</p> <p>歳出の主なものは、公共下水道施設管理費315,133千円、公共下水道施設整備費220,232千円、公債費662,978千円などです。</p> <p>議案第24号 平成24年度筑前町水道事業会計予算につきましては、収益的収入277,165千円、収益的支出360,588千円、資本的収入533,089千円及び資本的支出539,536千円の予定額となっております。</p> <p>議案第25号 平成24年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算につきましては、予算総額766千円、前年比58.71%の減で、1,809千円の減額となっています。</p> <p>なお、議案第18号から議案第25号につきましては、今会期中に設置されます予算審査特別委員会で十分にご審議を賜りたいと存じます。</p> <p>以上、開会にあたりましてのあいさつと議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議長	<p>日程第4 発議第1号「筑前町議会基本条例の制定について」を、議題とします。本件について、説明を求めます。</p> <p>川上康男議員</p>
川上議員	おはようございます。

	<p>それでは、発議第1号「議会基本条例（案）」について、提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>議会提出議案書の1ページをお開きください。</p> <p>発議第1号「筑前町議会基本条例の制定について」</p> <p>上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。</p> <p>提出者 川上康男。</p> <p>賛成者 栗野光雄議員・福本秀昭議員・久保大六議員・梅田美代子議員・内堀靖子議員・河内直子議員です。</p> <p>提出の理由</p> <p>近年、地方分権化の進展に伴い、地方議会の役割の重要性が叫ばれる中、住民により身近な・より開かれた議会を目指して、平成20年12月、議会活性化検討委員会を立ち上げ、2期3年議会改革に取り組んでまいりました。</p> <p>まずは、できるものから取り組もうと、22年1月から各種団体との意見交換会を8回開催し、昨年10月には議会報告会を開催するとともに、議会基本条例の制定に向け、昨年2月から委員会・定例協議会を12回開催し、検討を重ねて、念願であった筑前町議会基本条例制定の運びとなったものです。</p> <p>本基本条例案は、前文及び9章18条の条項で構成し、特に本条例の特徴として、正副議長選出にあたり、所信を表明する機会を設けたこと。次に、住民との意見交換の場である議会報告会を設置したこと。3つ目として、自由討議を積極的に行い、合意形成に努めることなど明記し、議会としましては、この基本条例を今後の議会運営活動の最高規範として位置付け、議会改革を進めようとするものでございます。</p> <p>また、一問一答方式の導入と、行政への反問権の付与、地方自治法第92条2項に基づく議決事件に関する定めなど、町執行部にもご理解、ご協力をいただきながらでき上がった条文でもございます。</p> <p>今後、制定後は、開かれた議会として、この基本条例に解説を付し、速やかに町民の皆さんにお知らせしなければならないと考えているところでございます。</p> <p>以上、筑前町議会基本条例に関する概要をご報告申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。</p> <p>なお、附則につきましては、議会基本条例制定に伴い、併せて関係条例を整備するものであります。全会一致での賛同をよろしくお願いします。</p> <p>以上で終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、発議第1号「筑前町議会基本条例の制定について」を、採決します。</p> <p>発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、発議第1号「筑前町議会基本条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第5	

議 長	<p>日程第5 発議第2号「筑前町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。</p> <p>本件について、説明を求めます。</p> <p>河内直子議員</p>
河内議員	<p>お手元の議会提出議案書の7ページをお開きください。</p> <p>発議第2号「筑前町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、説明を申し上げます。</p> <p>提出者、河内直子。</p> <p>賛成者、内堀靖子議員、梅田美代子議員、久保大六議員、川上康男議員、栗野光雄議員、福本秀昭議員です。</p> <p>上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。</p> <p>提案の理由ですが、費用弁償は、本来議員報酬の中に含まれていると考えられること、及び町の厳しい財政にわずかながらでも寄与することができる。これが、この条例案を提出する理由であります。</p> <p>次のページ、8ページをお開きください。</p> <p>新旧対照表によって説明をいたします。下線部分のみ説明申し上げます。</p> <p>現行、一番上の段ですが、費用弁償等に関する条例、「費用弁償」を「旅費等に関する条例」に変えます。</p> <p>趣旨の中で、上から3行目、費用弁償及び期末手当の「費用弁償」を「旅費」と改正します。「費用弁償」を「旅費」と改正します。</p> <p>第5条、議員等が招集に応じ、又は委員会若しくは町長の要請に応じ会議に出席したときは、費用弁償として1日当たり2,000円（半日の場合は1,000円）を支給する。これをすべて削除します。</p> <p>次、2項が1項に繰り上がります。</p> <p>1行目、「費用弁償として」を削除します。</p> <p>最後に、「ただし日当を除く」を付け加えます。</p> <p>次に、準用ですが、第7条、1行目、「費用弁償及び期末手当」の「費用弁償」を「旅費」に改正いたします。</p> <p>今回の改正の内容ですが、議員が本会議、委員会出席時に支給される費用弁償及び公務のために旅行したときに支給される費用弁償を廃止するものであります。つまり議員として支給される費用弁償のすべてを廃止するものとなります。</p> <p>これは、議会改革の一環としての取り組みであり、この改革により年間約100万円の経費が節減できる試算となっています。</p> <p>これまで他自治体議会でも改正がなされていますが、すべての費用弁償を廃止するのはまれではないかと思われます。</p> <p>以上、説明を終わります。全会一致でのご賛同をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、発議第2号「筑前町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。</p>

	<p>発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、発議第2号「筑前町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第6	
議長	<p>日程第6 議会推薦第1号「筑前町農業委員会委員の推薦について」を、議題とします。 お諮りします。 農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定及び筑前町農業委員会条例により議会推薦の農業委員は、2人となっています。 農業委員会委員の任期が平成24年3月21日をもって任期満了となるため、筑前町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例に基づき、次の2名の者を推薦するものです。 筑前町大塚 時津園枝氏 筑前町下高場 森田喜美枝氏 の2人を推薦したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議会推薦の農業委員の時津園枝氏と森田喜美枝氏を推薦することに決定いたしました。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 人権・同和对策室長補佐</p>
人権・同和对策室長補佐	<p>議案書の3ページをお願いいたします。 諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。 本日付、町長名でございます。 氏名 徳永晋 住所 福岡県朝倉郡筑前町篠隈 提案理由です。 人権擁護委員の古田利直氏が、平成24年6月30日をもって任期満了となるため、その後任の候補者として推薦しようとするものでございます。 なお、別冊の諮問及び同意の参考資料の1ページに、徳永晋氏の経歴を付けております。 大学の商学部第2部を卒業されておりますので、職歴よりも学歴の年月のほうが後になっております。 以上です。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。</p>

	<p>これから、討論を省き採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を、採決します。 諮問第1号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、同意することに決定いたしました。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 同意第1号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 総務課長</p>
総務課長	<p>議案書の4ページでございます。 同意第1号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」 筑前町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。 本日提出、町長名です。 氏名 熊本恵美子 住所 福岡県朝倉郡筑前町上高場 提案理由、筑前町固定資産評価審査委員会の委員である山本容子氏が、平成24年3月31日をもって任期満了となるため、その後任として選任しようとするものでございます。 別冊に参考資料として、熊本恵美子氏の経歴書を付けておりますので、ご参照願いたいと思います。 以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。 これから、討論を省き採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 同意第1号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を、採決します。 同意第1号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、同意第1号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定いたしました。</p>
日程第9	

議 長	<p>日程第9 同意第2号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>5ページでございます。</p> <p>同意第2号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」筑前町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>平成24年3月7日提出、町長名です。</p> <p>氏名 柿原紀也</p> <p>住所 福岡県朝倉郡筑前町石櫃</p> <p>提案理由、筑前町教育委員会の委員である柿原紀也氏が、平成24年5月27日をもって任期満了となるため、再任命することについて議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>経歴書につきましては、ご参照願いたいと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>河内直子議員</p>
河内議員	<p>柿原氏は、夜須町のときから教育委員をされているわけですが、今回任命されたとしたら何期目になるのでしょうか。あと年数もお願いいたします。</p>
議 長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>平成13年の10月1日に任命されまして、その後、平成17年の3月21日に合併によりですね、一応3月21日で切れております。</p> <p>そして、その翌日、合併が3月22日にありましたので、その後、17年の5月27日まで暫定による委員として在席されております。</p> <p>その翌日、17年の5月28日から20年の5月27日、一応3年間でございます。それが、まず合併後の1期ということになります。</p> <p>20年の5月28日から24年の5月27日、これが4年間、今度24年の5月27日で任期満了となるわけでございます。</p> <p>その後ですね、今回、本日提案いたしております次の期ということになれば4年間というふうなことになりまして、13年から24年、11年間プラスの4年間と、今後4年間というふうな形になろうかと思っております。以上です。</p>
議 長	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を省き採決したいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>同意第2号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を、採決します。</p> <p>同意第2号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、同意第2号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。</p>

日程第10	
議長	<p>日程第10 承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>議案書の6ページでございます。</p> <p>承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。</p> <p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>提案理由でございますけれども、公務遂行中に加害者の過失による発生した交通事故により、被害者の受けた損害を賠償するにあたり、和解を締結する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。</p> <p>7ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>平成23年専決第10号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。</p> <p>平成23年12月20日でございます。</p> <p>1 事故名 交通事故による損害賠償でございます。</p> <p>2 事故発生日 平成23年6月7日</p> <p>3 被害者 氏名 白水亮子 住所 久留米市上津町</p> <p>4 加害者 職氏名 総務課長補佐 近藤亮太</p> <p>5 事故の概要 公務出張後、帰庁の途中において信号のない交差点で衝突事故を起こし、相手方運転者に頸部捻挫及び相手方車両の右側前部を損傷した。</p> <p>6 損害賠償総額でございます。1,228,370円。内訳は、そこに記載のとおりでございます。</p> <p>なお、過失割合については、7対3ということでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>河内直子議員</p>
河内議員	<p>車の保険、ご本人も入っていると思うんですが、公務災害の場合は、ご本人の保険は使わないで公費から出すんでしょうか。</p>
議長	<p>財政課長</p>
財政課長	<p>お答えいたします。</p> <p>公務出張中、公用車による事故でございまして、すべて町が加入しております保険のほうからの支払いということでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、採決します。</p> <p>本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、承認することに決定しました。</p>
休憩	
議長	<p>ここで、休憩をいたします。</p> <p>10時35分から再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10:25)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(10:35)</p>
日程第11～ 日程第27	
議長	<p>会議規則第35条の規定により、日程第11から日程第27までを一括議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>一括議題とした日程第11、議案第1号から日程第27、議案第17号までは、議案の説明のみ行いたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、順次、議案の説明を求めます。</p> <p>建設課長</p>
建設課長	<p>それでは、議案第1号について、順次説明をさせていただきます。</p> <p>議案書の9ページをお開きください。</p> <p>議案第1号「町道の路線認定について」</p> <p>別紙のとおり町道路線を認定するものとする。</p> <p>本日付提出、町長名。</p> <p>提案理由、道路法第8条第1項の規定に基づき、町道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。</p> <p>次のページをお開きください。</p> <p>認定路線、路線番号1387号、朝園団地22号線につきましては、本町の開発要綱に沿って整備、寄附された幅員6mの道路を、今回町道認定するものであります。</p> <p>路線の起点、終点、延長等につきましては、議案書の10ページに記載しているのとおりでございます。</p> <p>以上、議案第1号の説明をさせていただきましたが、お手元に議案第1号の参考資料が配布されていると思います。こちらのほうになります。</p> <p>その資料の2枚目のほうに、認定路線の位置図、3枚目に、開発区域の道路として整備、寄附が行われた町道朝園団地22号線が表示された土地利用計画図、4枚目に現地写真、合せて4枚資料としてお手元に配布しておりますので、これをご覧いただけますようお願い申し上げます。議案第1号の説明に代えさせていただきます。</p>
議長	<p>下水道課長</p>
下水道課長	<p>議案書の11ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号「建設工事委託に関する実施協定の変更について」</p> <p>平成23年3月2日付け第4号議案をもって議決された筑前町公共下水道三輪中央浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定に係る議決内容の一部を別添のように改める。</p>

	<p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>提案理由、日本下水道事業団と締結した筑前町公共下水道三輪中央浄化センターの建設工事委託について、額の確定により調定額を変更する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>12ページが協定の内容でございます。</p> <p>今回は2回目の変更でございます。今回の変更は、3の協定金額の変更です。</p> <p>変更前 568,000千円、変更後 563,240千円、4,760千円の減でございます。</p> <p>理由としましては、日本下水道事業団と請負業者の変更契約が完了し、協定額が確定したためでございます。</p> <p>内訳としましては、土木建設工事費が339,240千円、機械設備工事が115,000千円、電気設備工事が109,000千円。以上でございます。</p>
議 長	総務課長
議 長 総務課長	<p>議案書の13ページでございます。</p> <p>議案第3号「筑前町行政組織条例及び筑前町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名です。</p> <p>提案理由、平成24年4月1日実施の筑前町行政組織の見直しにより、筑前町行政組織条例及び筑前町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する必要がある。これが、条例案を提出する理由でございます。</p> <p>14ページをお開き願いたいと思います。</p> <p>第1条、筑前町行政組織条例の一部を次のように改正する。</p> <p>現行の欄に下線を引いております。この部分を改正案として、そこに示しておるところでございます。</p> <p>現行のこども課の第3号「母子保健に関すること」を削除し、第4号を第3号に繰り上げるものです。</p> <p>それから、健康課でございますが、健康課の第1号の次に、「母子保健に関すること」を追加し、各号の繰り下げを行うものでございます。</p> <p>第2条、筑前町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を次のように改正する。</p> <p>次のページでございます。</p> <p>現行の「こども課」を「健康課」に改正を行うものでございます。</p> <p>附則、この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>続きまして、議案第4号でございます。16ページです。</p> <p>「筑前町附属機関に関する条例及び筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名です。</p> <p>提案理由、筑前町子ども読書活動推進計画及び筑前町地域福祉計画を協議するにあたり、新たに筑前町子ども読書活動推進協議会及び筑前町地域福祉計画策定委員会を設置することとしたので、関係条例を整備する必要が生じた。これが、条例案を提出する理由でございます。</p> <p>17ページをお開き願いたいと思います。</p> <p>第1条、筑前町附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>現行の「筑前町図書館運営協議会」の次に、「筑前町子ども読書活動推進協議会」</p>

	<p>を、追加をするものでございます。</p> <p>それから第2条、筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>現行の総合計画審議会の次に、「地域福祉計画策定委員会」、「日額3,000円」を追加するものでございます。</p> <p>それと現行の「図書館運営協議会」の次に、「子ども読書活動推進協議会」、「日額3,000円」を追加するものでございます。</p> <p>附則、この条例は、公布の日から施行する。以上です。</p>
議 長	税務課長
税務課長	<p>議案書の19ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号「筑前町税条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付提出でございます。町長名。</p> <p>提案の理由、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が、平成23年6月30日に、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方税法特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が、平成23年12月2日に、地方税法の一部を改正する法律が、平成23年12月14日にそれぞれ施行されたため、当該条例の一部を改正する必要があります。これが、この条例案を提出する理由でございます。</p> <p>20ページをお願いいたします。</p> <p>第1条、筑前町税条例の一部を次のように改正する。 改正案を申し上げます。</p> <p>第34条の7 寄附金の税額控除でございます。</p> <p>20ページから22ページにわたっておりますけれども、第1号、これにつきましては、寄附先等についての明文化をしていくものでございまして、これを細分化したものでございます。</p> <p>それから22ページ、中段でございますが、第2号でございます。</p> <p>これにつきましては、NPO法人、これが、町が一定基準を設けまして、この基準をクリアした場合には、条例にその法人等、あるいはその所在地を明記するわけでございます。</p> <p>これを別表として26ページに掲げておりますけれども、そうした場合は、寄附金の税額控除の対象になるということでございます。</p> <p>この3条、4条の7項につきましては、条例公布の日から施行というふうに考えております。</p> <p>それから、同じ22ページでございますが、町民税の申告ということで、36条の2になります。</p> <p>23ページ、中段でございますけれども、所得控除の中に、先に申しあげましたNPO法人の税額控除の部分が出てまいります。これを新たに設けるものでございます。</p> <p>それから、第6項といたしまして、NPO法人へ寄附をした場合は、簡易の申告書を町民税申告書と同時に出示していただく、その様式等を定められたものでございます。</p> <p>この項につきましても、条例公布の日から施行するということにしております。</p> <p>それから24ページ、36条の4、町民税に係る不申告に関する過料でございます</p>

	<p>が、これは、先の条文の中で第6項が増えました。その関係で条が繰り下がるということでの、項の調整でございます。</p> <p>同じ24ページ、第95条、たばこ税の税率でございますが、この税率の引き上げでございます。</p> <p>25年の4月1日から、現在1,000本当たり4,618円を644円引き上げてまして、5,262円とするものでございます。</p> <p>これは、法人税が引き下げとなりました。その関係で、町民法人税が減額となる。ただし県税でございます法人事業税が課税ベースの見直しによりまして増額になると、その分の調整のために、たばこ税でその調整をやるというものでございます。</p> <p>次に24ページの附則、第9条でございます。町民税の分離課税に係る所得割の額の特例でございます。</p> <p>退職手当に係わるものでございますが、これについては、退職手当については、現在、町民税の10%の軽減措置がなされております。これを25年の1月1日から、退職し退職手当が生じる方につきましては、この10%軽減が廃止となるものでございます。</p> <p>次に、第16条の2、たばこ税の税率の特例でございますが、これは、旧3級品たばこでございます。これも第95条と同じような内容で税額を引き上げるものでございます。現在1,000本当たり2,190円でございますが、305円引き上げとなりまして2,495円とするものでございます。</p> <p>施行は25年4月1日からというふうになっております。</p> <p>次に、25ページでございます。</p> <p>第22条、東日本大震災に係る雑損控除等の特例でございますが、これについては、現在該当される方はおられませんけれども、内容を申し上げますと、雑損控除の災害関連の支出をする場合、災害が終わって1年以内に支出したものが対象となるものでございますけれども、この東日本大震災については、その1年のものを2年延長しまして3年間、期間を延長するというものでございます。</p> <p>また、雑損控除の申告につきましては、本来所得税の申告期限でございます。3月15日が本来の期限日でございますけれども、この期限日を過ぎても受付をするというふうな条文になっておるものでございます。</p> <p>それから26ページ、第25条、個人の町民税の税率の特例等でございますが、個人町民税の均等割を平成26年度から35年度まで10年間、500円加算をするものでございます。</p> <p>現在、3,000円の個人町民税の均等割が、3,000円が3,500円に、同じく県税も500円引き上げとなります。県税は、現在1,000円でございますが、これが1,500円と。そして県税においては、福岡県においては、森林環境税が別途500円加算されておりますので、町県民税合わせますと、4,500円が5,500円になるということで、施行としますと、平成26年度課税分からというふうになります。</p> <p>次に、27ページでございますが、第2条、筑前町税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正をするということで、第2条の第6項に、新たに項を設けるわけでございますが、NPO法人への寄附金控除の規定の制定に伴いまして、法の読み替え規定の項を追加するものでございます。以降項の繰り下げを行うものでございます。</p> <p>28ページの附則につきましては、改正文の説明の中で施行期日等を申し上げましたので、説明は省略させていただきます。以上でございます。</p>
議 長	農林商工課長

農林商工課長	<p>議案書の29ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」標記のことについて、別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由、県営熊坂ため池整備事業及び下堤ため池整備事業の分担区分を変更することについて、筑前町分担金徴収条例第4条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>30ページをお願いいたします。</p> <p>筑前町分担金徴収条例一部改正案でございますが、附則に、平成24年度における受益者負担率の特例としまして、7を加えて、筑前町分担金徴収条例第4号の規定により、次のとおり、別表の受益者負担率を下記事業についてのみ変更するものでございます。</p> <p>事業種別が2で、農業土木事業、工種 ため池整備事業。</p> <p>(1) 事業名 県営熊坂ため池整備事業、受益者負担率を50%を30%に変更する。</p> <p>(2) 下堤ため池整備事業、受益者負担率を、50%を0%に変更するものでございます。</p> <p>附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。</p> <p>附則でございますが、今回の分担金徴収条例の一部改正につきましては、ため池の改修につきまして多額の費用を要しますので、地元負担の軽減を図るものでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	都市計画課長
都市計画課長	<p>議案書の31ページでございます。</p> <p>議案第7号「筑前町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴う、公営住宅法の一部改正により、公営住宅の入居者資格のうち同居親族要件が廃止され、同要件を維持するために条例で定める必要がある。これが、この条例を提出する理由でございます。</p> <p>条例の一部を改正する条例案は、32ページから35ページでございます。</p> <p>併せて1枚紙の参考資料を配布いたしておりますので、これも後でご参照ください。</p> <p>まず、条例改正の趣旨を簡単にご説明申し上げます。</p> <p>今回上程する案件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律。</p> <p>いわゆる地域自主性一括法が平成23年5月2日に交付され、公営住宅法については、法第32条において、入居者資格等が改正されることになりました。</p> <p>これまでの公営住宅法では、公営住宅に入居するためには、同居親族がいることが入居者資格の1つとなっており、当初から親族以外の者と同居することや原則として単身者の入居は認められておりません。</p> <p>例外といたしまして、高齢者や障害者など、特に住居の安定を図る必要のある者等として、政令で定める者に限り単身者の入居が認められてきました。</p> <p>今回の公営住宅法の改正で、入居資格のうち、同居親族要件が平成24年4月1日をもって廃止されますが、同要件を維持する場合には、条例で定めることとなったこ</p>

とから、関係規定の整備を行おうとするものでございます。

本町では、現在の厳しい経済状況及び雇用情勢の下、高齢者や障害者のほか、特に居住の安定を図る必要がある者に対しても引き続き配慮が必要なことから、現行法の規定どおり当該単身者の入居が可能なものとし、また、同居親族等を有する世帯の入居機会を狭めないよう、同居者についての親族要件を引き続き定めようとするものでございます。

それでは、32ページの筑前町営住宅管理条例の一部を改正する条例の新旧対照表をお開きください。

筑前町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

筑前町営住宅管理条例の一部を次のように改正する。

現行の条例第5条の本文中、2行から3行目にかけての、「として政令第6条第1項で定める者」を削りますが、これは、今回の公営住宅法第23条の改正により、政令で定めるものという表記が削除され、公営住宅法施行令第6条も消滅するために、これに連動して削除するものでございます。

次に、本来階層及び裁量階層の入居収入基準を定めた第3号を削除します。

これは、現行規定で引用する政令第6条第4項及び第5項が削除されるために、第3号の規定を残しておく、法及び政令改正後の条項と整合性が取れなくなるために削除するものです。

なお、今回の公営住宅法第23条の改正により、入居収入基準が、国の定める基準を参酌して条例で定めることとなりましたが、公営住宅法の施行日から1年間の期間内において、本来階層の入居収入基準に係る条例が制定、施行されるまでの間は、入居収入基準について、なお従前の例によることとされていますので、入居収入基準につきましては、町営住宅の入居者選考委員会等の議を経まして、平成24年度中に規定することといたしております。

次に、新旧対照表の33ページの2行目でございます。

第3号を削除したために、4号から6号を各々1号を繰り上げ、3号から5号までとする文言の整理を行います。

なお、別途配布しております参考資料には、今回改正を行わない第1号の居住または勤務場所要件及び第2号の同居親族要件、並びに今回第4号から第6号の繰り上げを行った第3号、現に住宅の困窮していることが明らかなものであること。第4号、地方税に滞納がないこと。第5号、入居者若しくは同居者が暴力団でないことの各条文を表記いたしておりますので、比較参照をお願いいたします。

次に、改正案の列に、第2項として、高齢者や障害者等、特に居住の安定を図る必要がある者として、公営住宅法施行令第6条第1項に定める各要件と同内容を新たに第1号から第8号に規定いたしますので、現行の単身者の入居要件と変更はございません。

また、第2項の3行目からのただし書きに合わせまして、次のページの中段以下に記載しております第3項に、町長は、当該職員をして、入居の申し込みをした者に必要事項等の調査をさせることができる旨を定めております。

以下34ページ、下段の第6条及び35ページの第6条第2項、並びに第52条の改正は、いずれも今回の条例改正に伴う文言の整理を行ったものでございます。

最後に附則です。

条例の施行期日は、法改正施行期日と同じく、平成24年4月1日です。

また、前述いたしましたように、入居者の収入基準の取り扱いについては、改正後の公営住宅法第23条第1号、ロの規定に基づく条例が制定、施行されるまでの間は、この条例の施行の日から起算して1年間は、改正後の第5条の規定にかかわらず従前

	<p>の例による等の経過措置、及び高齢者のみなし規定を定めておるところでございます。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議 長	建設課長
建設課長	<p>それでは、議案書の36ページをお開きください。</p> <p>議案第8号「筑前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名。</p> <p>提案理由、道路法施行令の一部を改正する政令が、平成24年4月1日から施行され、道路占用料が見直されることにより、当該条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。</p> <p>続いて、37ページをお開きください。</p> <p>筑前町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。</p> <p>この件につきましては、道路の占用料につきまして、国の道路法施行令において、3年に一度地価水準を踏まえ見直しが行われておりますが、今回国の改定を受け、近隣市町村の状況及び地価水準を踏まえ検討した結果、37ページから40ページのとおり、現況に合わせて条例の一部を改正する必要があると判断したものでございます。</p> <p>改正内容等につきましては、37ページ以降の右側、現行別表、第4条関係、町道の敷地に係る占用料、年額を、左側、改正案へ改正するものでございます。</p> <p>最初に、道路法32条第1項第1号該当物件でございます。</p> <p>第1種、電話柱1本につき1年、740円を560円、第2種、電話柱1本につき1年、1,200円を900円、第3種、電話柱1本につき1年、1,700円を1,200円、その他の柱類1本につき1年、57円を56円。</p> <p>また、次の38ページになりますけれども、その他の線類につきましては、右側、現行1mにつき40円ひとくりだったものを、左側、改正案のとおり、共架電線その他上空に設ける線類、長さ1mにつき1年、6円、地下に設ける電線その他線類、長さ1mにつき1年、3円に細分化するものでございます。</p> <p>また、38ページの3段目からにつきましては、路上に設ける変圧器1個につき1年、550円、地下に設ける変圧器、占用面積1㎡につき1年、340円、変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所、1個につき1年、1,100円、郵便差出箱及び信書便差出箱、1個につき1年、470円、広告塔、表示面積1㎡につき1年、2,000円の5区分に細分化のうえ、新規設定するものでございます。</p> <p>続きまして、39ページをお開きください。</p> <p>道路法32条1項の第2号該当物件でございます。</p> <p>こちらにつきましても、右側、現行、管路0.4m未満、長さ延べ1mにつき1年、38円ひとくりだったものを、左側、改正案として6段階に細分化し、単価設定をするものでございます。</p> <p>同様に40ページ、管路0.4m以上、長さ1mにつき1年、380円ひとくりだったものを、左側、改正案、3段階に細分化し、単価設定するものであります。</p> <p>以上、国の道路法施行令改定に合わせて、占用物件の区分を細分化し、単価を設定、改正し、平成24年4月1日から施行するものであります。</p> <p>以上で、今回の改正についての説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	下水道課長
下水道課長	<p>議案書の41ページでございます。</p> <p>議案第9号「筑前町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例及び筑前町下水道事業</p>

	<p>受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名です。 提案理由、下水道整備率の向上により新築に伴う公共ます設置における処理区域内外の均衡を図るための接続奨励制度の必要性が低下したため、関係条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。 42ページでございます。 第1条、筑前町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を次のように改正する。 改正案第6条に下線の部分を追加するものでございます。 現行条例では、処理区域内に新築のために公共ますを新設し下水道に接続した受益者に対し、接続推進奨励金3万円を交付していますが、これを交付の対象から除くものでございます。 43ページをお願いします。 第2条、筑前町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を次のように改正する。 第1条と同じように、第8条に下線の部分を追加するものでございます。 附則、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。 以上でございます。</p>
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	<p>議案書の44ページをお開きください。 議案第10号「筑前町図書館条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴う、図書館法の一部改正により、図書館運営協議会の任命基準を当該条例に新たに加える必要が生じた。これが、この条例案を提出する理由でございます。 次、45ページをお開きください。 筑前町図書館条例の一部を次のように改正する。 改正案の第8条の2項に、下線部分を追加するものでございます。 現行では、「協議会の委員の定数は、9人とする。」となっておるところを、改正案で、「協議会の委員の定数は、9人とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館利用者並びに学識経験のある者から教育委員会が任命する。」という基準を加えたものでございます。 附則、この条例は、平成24年4月1日から施行する。 以上、説明を終わります。</p>
議 長	財政課長
財政課長	<p>議案書の46ページでございます。 議案第11号「平成23年度筑前町一般会計補正予算（第4号）について」 平成23年度筑前町一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 別冊の補正予算（第4号）を、準備をお願いしたいと思います。 まず、1ページでございます。 平成23年度筑前町一般会計補正予算（第4号） 平成23年度筑前町の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。 歳入歳出の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ376,75</p>

4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,049,394千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

繰越明許費、第3条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による、というのでございます。

今回の補正予算（第4号）でございますけれども、ほとんどが事業費精査による決算見込額、あるいは事業費が確定したのものなどによります減額が主なものでございます。

これらについては、特徴的なものを除きまして説明を省略したいと思います。

また、人事院勧告で減額となりました給料、職員手当、それと負担率の改正がございました。この関係で増額となりました共済費についても、同様に説明を省略したいと思います。

それと一般的な事務経費の増額がございまして、これについても経常費でございますので、省略をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、早速説明に入りたいと思いますが、まず、歳出の事項別明細書のほうから説明をしたいと思います。

20ページをお開きいただきたいと思います。

1款の議会費、それから22ページまでですね、ずっと見ていただければお分かりだと思いますけれども、2款1項6目の会計管理費まで、それぞれ減額でございますので、省略をしたいと思います。

7目の財産管理費、13節の委託料でございますが、太陽光の設計委託料3,675千円の減額がございまして。

同じく委託料で、町有地測量委託料あるいは不動産鑑定委託料は、山隈にございまして寿団地跡地に民間保育所の建設が想定されておりましたので、その関係で予算計上をしておりましたけれども、民間保育所が原地蔵のほうに建設予定となったために減額するものでございます。

なお、この跡地につきましては、現在山隈区において、公民館用地等ということでいろいろ議論がされておるようでございますので、その関係もございまして、改めて24年度当初予算には予算計上する予定にしておるところでございます。

なお、15節の工事請負費でございますけれども、太陽光発電の工事請負費の入札減でございます。

続きまして、8目の財政調整基金費から23ページ、19目のそったく基金費までの基金の利子積立でございますけれども、基金運用、利益運用の利息の増額が見込めたために、それぞれ案分して増額補正するものでございます。総額が6,356千円でございます。

元金のほうでございますけれども、11目の地域振興基金費、これは、広域圏ふるさと振興特別会計への余剰金の配分金を全額積み立てるものでございます。

次に、12目の公共施設等整備基金費につきましては、町有地売却収入分を全額積み立てるものでございます。

15目の多目的運動広場整備等基金は、太刀洗通信所の交付金の確定によりまして、増額補正で元金を積み立てているものでございます。

20目の総合支所総務費から少し飛びますけれども、28ページまでずっとご覧

ただきたいと思いますが、それぞれ減額でございます。

28ページの監査委員費までは省略をしたいと思います。

29ページでございます。

3款1項1目の社会福祉総務費、そこに操出金がございますけれども、国保特会の操出金は、それぞれ確定によります増額、減額の補正をするものでございます。

2目の人権対策費から30ページの隣保館運営費までは省略をいたします。

5目の老人福祉費でございます。

19節でございますけれども、県介護保険広域連合の負担金は、共通経費については減少しておりますけれども、介護給付費の負担の増によりまして3,698千円の増額補正でございます。

後期高齢者医療療養費給付負担金は、確定による増額でございます。

それから、6目の障害者福祉費の通所サービス利用促進事業は、対象事業者が増えたため、その下の新事業移行促進事業については、対象者が増えたことによります増額補正でございます。

続きまして、31ページの7目重度障害者医療費から32ページの美和みどり保育所費までは省略をしたいと思います。

5目の児童措置費、20節でございます。扶助費でございますけれども、こども手当、75,378千円の大幅な減額でございます。

これにつきましては、制度改正によるものでございますけれども、この23年度の当初予算編成時の政府案でございますけれども、一例で申し上げますと、3歳未満は、そのときは2万円ございました。それが、現実的には13千円に変わりました。今度さらに10月からは15千円に変わるという、こういう制度改正がございましたから、そういうことで、今回、こういう減額補正をするものでございます。

続きまして、6目の乳幼児医療対策費から34ページの予防費までは省略をしたいと思います。

4目の健康推進費、13節でございます。委託料でございますが、子宮頸がん予防接種委託料でございますけれども、本年度の接種者が予想以上に増えてきたために、増額補正をするものでございます。

5目から2項1目の清掃総務費までは省略をいたします。

35ページの2目の塵芥し尿処理費でございます。

19節の甘木朝倉三井環境施設組合の負担金の増額補正につきましては、派遣職員の人件費分と法面災害の負担金によります増額補正でございます。

続きまして、5款1項1目の農業委員会費から36ページ、2目の農業総務費まで省略をいたします。

3目の農業振興費でございますけれども、大幅な減がございますので説明申し上げますが。

19節の活力ある高収益型園芸産地育成事業の14,725千円の減でございますが、これは、事業申請者の辞退と事業主体によります入札が行われまして、それに伴います入札減でございます。

続きまして、6目の農業土木費から37ページの7款2項3目道路新設改良費までは省略をいたします。

4目国交省交付金事業費、そこに南北線関係でございます。それから、38ページのまちづくり交付金事業費、この減額補正でございますけれども、これは、東日本大震災によります国庫補助金減額によります事業減等でございます。

4項の1目は省略をいたします。

3目の国交省公園事業費でございますが、この減額も先ほど土木費と同様に、震災

によります国庫補助金減額によるものでございます。

続きまして、5項の住宅管理費から42ページまでめくっていただきたいと思いますが、すべて減額でございますので、内容を省略したいと思います。

43ページでございます。夜須中学校費でございます。

15節の工事請負費でございますけれども、給食センター解体工事の入札減によります減額でございます。

三輪中学校費から、最後の46ページの10款まで省略をいたします

11款の公債費でございますけれども、この公債費の減額は、平成22年度に繰上償還をいたしましたけれども、その元利償還金の元金、利息の減少分の減額でございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、歳入の説明を行います。

11ページをお開きいただきたいと思います。

1款の町税でございますけれども、税務課及び納税推進室と見込みでございますので、町税、1款全体で31,608千円の増額をしておるところでございます。

固定資産税の減額が17,454千円と若干大きゅうございますけれども、たばこ税の増収分36,720千円で、町税全体は増額となったところでございます。

続きまして、12ページの3款利子割交付金から、13ページまでの9款太刀洗通信所の交付金まで、これまでの交付実績から推計し増減補正を行っておるところでございます。

9款の国有提供施設等所在市町村助成交付金、太刀洗通信所の分でございますけれども、これは、確定によるものでございます。

11款の地方交付税でございます。

普通交付税は、確定による増額でございます。

特別交付税でございますけれども、いろいろ増額要件はございませんけれども、最低は3億円来るだろうということで、2億円予算計上をしておりましたけれども、今回1億円を増額補正をするところでございます。

13款、14ページ、それから14款については、見込みによります補正でございます。

15款の国庫支出金、さらに15ページからの県支出金でございますが、それぞれ事業精査によります確定あるいは震災による減額、あるいは事業費減によります増減補正でございます。

説明欄のほうにそれぞれ事業名、補助金名等を記載をしておりますので、内容については説明を省略したいと思います。特に、こども手当関係も大きかったということでございます。

次に、17ページでございます。

17款財産運用収入でございますけれども、各基金利子見込みで増額補正でございます。歳出で申し上げたとおり、これについては全額積み立てでございます。

続きまして、財産売払収入でございますけれども、平成23年度中に法定外公共物の用途廃止によります払い下げが相当ございましたので、この分、全額4,846千円を公共施設等整備基金に積み立てるものでございます。

18ページの基金繰入金、それぞれこれにつきましては全員協議会資料で、すべて内容について説明を申し上げておりますので、省略をしたいと思います。

特に、町税及び地方交付税で一般財源が増えたこと、さらに事業費精査で、今回です、大幅な減額補正があったことで、この一般財源が確保できましたので、基金繰入金を減額補正するものでございます。

	<p>21 款でございます。</p> <p>雑入の広域圏ふるさと振興特別会計剰余金でございます。3, 265 千円を収入いたします。全額地域振興基金に積み立てるものでございます。</p> <p>22 款の町債でございます。</p> <p>これにつきましても、それぞれの事業の入札減とか事業精査によります減額で減額補正するものでございます。</p> <p>以上で、歳入の説明を終わります。</p> <p>続きまして、また、予算書のほうで戻りまして、7 ページをお開きいただきたいと思ひます。</p> <p>債務負担行為の補正でございます。これにつきましては、12 月議会で議決していただいております 5 件の債務負担行為について、入札及びプロポーザルにおきまして契約額が確定いたしましたので補正をするものでございます。</p> <p>これにつきましては、変更後の限度額だけを申し上げたいと思ひます。</p> <p>まず、三並小学校・中牟田小学校給食業務委託事業につきましては、限度額 34, 610 千円でございます。</p> <p>東小田小学校給食業務委託事業につきましては、28, 655 千円でございます。</p> <p>三輪小学校給食業務委託事業が 37, 432 千円でございます。</p> <p>三輪中学校給食業務委託事業が 28, 287 千円でございます。</p> <p>筑前町図書館・筑前町めくば一る図書館窓口等運營業務委託事業が 139, 974 千円でございます。以上でございます。</p> <p>続きまして、8 ページをお開きいただきたいと思ひます。</p> <p>繰越明許費でございます。</p> <p>23 年度の当初予算で、安心・安全な学校づくり交付金を主な財源といたしまして、東小田小学校のトイレの改修工事にかかる工事監理料と工事請負費を予算計上してございましたけれども、大震災の関係で補助金が確定しませんで、ようやくですね、今年の 2 月 6 日で内示の通知があったところでございます。</p> <p>工期が取れないために、予算計上の全額 35, 705 千円を平成 24 年度に繰り越すものでございます。</p> <p>以上で、平成 23 年度一般会計補正予算（第 4 号）の説明を終わります。</p>
議 長	健康課長
健康課長	<p>議案書の 47 ページをお願いしたいと思ひます。</p> <p>議案第 12 号「平成 23 年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について」</p> <p>平成 23 年年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>予算書のほうをお願いしたいと思ひます。</p> <p>まず、予算書の 8 ページでございますけれども、まず、歳出ですけれども、1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、総務課より指示を受けました人件費分ですけれども、育児休暇の職員分が含まれております。</p> <p>次に、2 款 1 項の 1 目、2 目、4 目につきましては、本年度退職者医療への移行者が多いというようなことで、そのための調整が主な理由でございます。</p> <p>5 目審査支払手数料につきましては、医療費については、今のところ落ち着いておりますけれども、件数が伸びてきたということで、予算不足が見込まれるための増額補正でございます。</p> <p>次に、8 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費については、ほぼ実績による減額でござ</p>

	<p>います。</p> <p>次に、6ページでございますけれども、3款1項1目療養給付費等負担金につきましては、当初予算より赤字が見込まれる分をこの目で調整しておりますので、減額分の調整となっております。</p> <p>3目特定健康診査負担金につきましては、23年度の交付申請が済んでおりますので、その額でございます。</p> <p>4款1項1目療養給付費交付金につきましては、退職者医療の増加分に対応する分でございます。ほぼ本年度の見込額でございます。</p> <p>6款1項2目特定健康診査負担金につきましても、交付申請に基づく補正でございます。</p> <p>次に、9款繰入金につきましては、すべて本年度確定によるものでございます。</p> <p>以上で、国民健康保険の補正について終わりまして、続きまして、議案第13号でございます。</p> <p>議案書の48ページでございます。</p> <p>議案第13号「平成23年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」</p> <p>平成23年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>次に、補正予算書のほうをお願いしたいと思います。</p> <p>6ページでございます。</p> <p>まず、歳入でございますけれども、4款1項2目保険基盤安定繰入金の確定による減額でございますけれども、7ページの歳出で同額を減額しておりますけれども、納付金につきましては、保険料に繰入額をプラスして納付するというようなことになっておりますので、同額の減額となっております。以上でございます。</p>
議 長	人権・同和対策室長補佐
人権・同和対策室長補佐	<p>議案書の49ページをお願いいたします。</p> <p>議案第14号「平成23年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について」</p> <p>平成23年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の平成23年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）の1ページをお開き願います。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ408千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ20,048千円とする。</p> <p>今回の補正の理由は、借受人の死亡、相続人の相続放棄、そして保証人の死亡により回収が困難なものと認められ、償還推進助成事業補助金の対象となった貸付が1件ありまして、県補助金が交付されることになりましたので、それに伴い、事務費等を含め補正しようとするものでございます。</p> <p>歳出のほうから説明いたします。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>1款1項1目の一般管理費、補正額は0でございますが、事務費補助金の減額のより財源内訳を変更するものです。</p> <p>1款1項2目の財政調整基金費は、408千円を増額補正するものです。</p> <p>2款1項の公債費は、補正額は0でございますが、貸付金の回収困難分として認め</p>

	<p>られ交付される補助金の確定により、財源の内訳を変更するものでございます。</p> <p>次に、歳入の説明です。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>1款1項2目償還推進助成事業補助金は、初めに説明いたしました貸付金が回収困難と認められ交付される補助金が423千円、これに伴って回収にかかる事務費補助金が15千円の減額となるため、差し引き408千円の増となるものです。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	下水道課長
下水道課長	<p>議案書の50ページでございます。</p> <p>議案第15号「平成23年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について」</p> <p>平成23年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の補正予算（第2号）をお願いいたします。</p> <p>1ページでございます。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,615千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160,081千円とするものでございます。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>事項別明細の説明です。最初に歳出でございます。</p> <p>基本的に事業実績並びに精査によるものでございます。大きなものだけ説明をさせていただきます。</p> <p>人件費につきましては、一般会計と同様の理由ですので省略いたします。</p> <p>13節農業集落排水施設管理費2,885千円の減でございます。</p> <p>主なものとしまして、13節委託料の減は、すべて契約実績に基づく減でございます。</p> <p>19節負担金補助及び交付金の減は、両筑衛生施設組合における汚泥処分費の確定によるものでございます。</p> <p>2款1項1目元金・利子につきましては、精査によるものでございます。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>歳入でございます。</p> <p>1款1項1目農業集落排水事業分担金288千円の増、新規加入による実績見込みでございます。</p> <p>4款1項1目一般会計繰入金、4,927千円の減でございます。総務管理費用分の繰入金の減でございます。</p> <p>5款1項1目繰越金、1,024千円の増、23年度決算に基づくものでございます。</p> <p>続きまして、議案書の51ページをお願いいたします。</p> <p>議案第16号「平成23年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」</p> <p>平成23年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の補正予算（第2号）をお願いいたします。</p> <p>1ページでございます。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ51,730千円を減額し、歳</p>

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,611,871千円とするものでございます。

第2条、繰越明許費でございます。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

本日付提出、町長名です。

9ページをお願いいたします。

歳出の説明でございます。

公共下水道施設管理費、4,483千円の減でございます。主に実績精査によるものでございます。

11節の需用費の増は、主に中央浄化センターの電気料の増額でございます。

委託料の減につきましては、契約実績に基づくものでございます。

補償補填及び賠償金につきましては、転倒事故の賠償金の支払いを予定しておりましたけれども、23年度中に示談が解決しましたので不要となったものでございます。

10ページでございます。

2款1項1目公共下水道施設整備費46,407千円の減でございます。

主なものとしまして、13節委託料の減でございますが、実績に基づくものと国の補助金の削減に伴いまして事業計画を見直した結果でございます。

15節工事請負費の減につきましては、浄化センター建設費は、先ほどの議案で提案しました中央浄化センターの額の確定によるものでございます。

排水設備工事の増につきましては、公共ますの新設工事の増によるものです。

汚水管渠工事につきましては、国の補助金の削減に基づきまして、事業計画を見直しました結果、工事箇所を変更したものでございます。

付帯工事費の増は、舗装工事の単価がアップになったものでございます。

雨水管渠工事の63,472千円の増につきましては、先ほど同様国の補助金の削減に基づきまして事業計画を見直し、浸水対策事業を優先に事業を行ったためでございます。

19節負担金補助及び交付金、1,000千円の減、これは、宝満川上流流域下水道建設負担金の額の確定によるものです。

公債費、3款1項利子につきましては、精査によるものでございます。

7ページをお願いします。

歳入でございます。

1款1項1目公共下水道事業負担金2,745千円の増、決算見込みによるものでございます。

2款1項1目公共下水道施設使用料、9,112千円の増、決算見込みによるものでございます。

3款1項1目公共下水道事業費補助金30,700千円の減、震災などの影響によります国の補助金の削減によるものです。

繰越金1,617千円の増、23年度決算によるものでございます。

8款3項2目雑入、転倒事故における損害賠償金の保険金を見込んでいたものでございます。

8ページをお願いいたします。

9款1項1目公共下水道事業債、33,300千円の減、事業費の減に伴うものでございます。

4ページをお願いいたします。

	<p>第2表、繰越明許費、2款1項事業費、事業名、雨水管渠工事でございます。場所は原地蔵地区でございます。繰越額が21,000千円でございます。以上で、説明を終わります。</p>
議 長	水道課長
水道課長	<p>議案書の52ページです。</p> <p>議案第17号「平成23年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）について」平成23年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。本日付、町長名です。</p> <p>別冊の筑前町水道事業会計補正予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>平成23年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）</p> <p>第1条、平成23年度筑前町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第2条、平成23年度筑前町水道事業会計補正予算第2条に定めた収益的収入及び収益的支出の予算額を次のとおり補正する。</p> <p>収入、収益的収入、補正予算額30,420千円の増額で、277,058千円とします。</p> <p>支出、収益的支出、2,126千円の減額で、320,531千円とします。</p> <p>第3条、予算第3条に定めた議会の議決を得なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費74,764千円に改めます。</p> <p>今回の補正の主なものにつきましては、水道料金及び加入金が大幅に増えたことにより補正をするものであります。詳細につきましては、別冊の付属書類をお願いいたします。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p> <p>収益的収入及び支出の1ページです。</p> <p>1款の水道事業収益、1項1目給水収益の水道料金13,743千円の増額補正で、94,743千円とします。</p> <p>増額の内容につきましては、新規接続者が見込みより多かったことと公共施設、事業所等が多くの水道水を使用されたことにより料金が増えたため、増額の補正をするものであります。</p> <p>3目のその他の営業収益の加入金です。19,141千円の増額補正で、70,801千円とします。</p> <p>増額の内容につきましては、事前加入制度による加入者が見込みより約130戸ほど増加いたしました。また、大口の新規加入者があったことによるものです。</p> <p>それから、2項の2目他会計補助金2,464千円の減額補正で、87,899千円とします。</p> <p>当初予算では、支出が収入を上回るため、不足します2,464千円を一般会計より補填していただくようになっておりましたが先ほど説明しましたように、水道料金、加入金等が増額になりましたため、補助してもらわなくなったため減額するものであります。</p> <p>2ページの支出です。</p> <p>1款1項2目の配水及び給水費は1,500千円の増額補正で、7,648千円とします。</p> <p>内容につきましては、朝倉市のほうからサン・ポートに送水しております配水管の譲渡を受けました。行政境のほうに仕切り弁の布設替えの必要がありますので、修繕費1,500千円を補正をいたします。</p> <p>3目の総係費は474千円の減額補正で、75,116千円とします。</p>

	<p>2ページ、3ページですけれども、人件費につきましては一般会計と同じであります。</p> <p>それから、3ページの委託料ですけれども、水道マッピングシステムの入力を業者に委託をしておりましたけれども、職員で十分対応することができたため、委託料を1,500千円減額をいたします。</p> <p>それから、4ページです。</p> <p>2項の営業外費用、3,152千円の減額補正で、34,221千円とします。</p> <p>企業債の借入は、毎年3月末に借入を行っておりまして、22年度の借入額が当初予定よりも26,000千円ほど少なめに借り入れております。</p> <p>それに伴いまして、利率についても見込みより低額になったため、企業債利息2,737千円を減額しております。</p> <p>以上で、筑前町水道事業会計補正予算（第2号）について、説明を終わります。</p>
議 長	議案の説明が終わりました。
日程第28～ 日程第35	
議 長	<p>会議規則第35条の規定により、日程第28から日程第35までを一括議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>一括議題とした日程第28 議案第18号から日程第35 議案第25号までは、全員でもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、日程第28 議案第18号から日程第35 議案第25号までは一括議題として、全員でもって構成する予算審査特別委員会に付託して審査することに決定いたしました。</p> <p>ここで、予算審査特別委員長及び副委員長の選任をお願いします。</p> <p>梅田美代子議員</p>
梅田議員	<p>予算特別委員会委員長に、副議長の矢野勉議員を、そして副委員長に、総務委員長であります一木哲美議員を推薦いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、10番 梅田美代子議員から発言がありましたように、委員長に矢野勉副議長、副委員長に一木哲美総務委員長ということでございます。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、矢野勉副議長、予算審査特別委員長就任のあいさつを演壇にてお願いします。</p> <p>矢野副議長</p>
矢野副議長	<p>ただ今、予算審査特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。</p> <p>東日本大震災発生から1年が過ぎようとしておりますが、未だ厳しい寒さの中で避難生活等をおくられている方々を目にするたび、逸早い復旧、復興を願うものであります。</p> <p>議員各位もご承知のとおり、国の厳しい財政状況の中、地方行政に与える影響は多大であり、長期的展望に立って健全財政を保ち、住民の多様な要望に応えていかなければなりません。町執行部は、住民福祉の増進と地域発展に寄与するものとして、</p>

	<p>確信をもってこの予算案を提出されたものであります。</p> <p>町議会といたしましても改選後、新体制での2年目を迎え、議会の立場として予算がどのように反映されているのかをしっかりとチェックし、施策や予算が適正であるか、十分に議論を重ねたいと思います。</p> <p>委員会の期間には制約がありますので、効率的に委員会運営が行われるよう議員各位のご理解とご協力をお願いいたしまして、委員長就任のあいさついたします。</p>
散 会	
議 長	<p>以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。</p> <p>本日は、これにて散会いたします。お疲れでございました。</p> <p style="text-align: right;">(1 1 : 5 5)</p>

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	<p>町民憲章を朗読いたします。</p> <p>町民憲章</p> <p>一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、伝統と文化を守り、育てる筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、平和を願い、命を大切にする筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、子どもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は、15人につき定足数に達しております。</p> <p>ただ今から、平成24年第1回筑前町議会定例会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(9:30)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を、行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、11番 藤野久議員及び12番 内堀靖子議員を、指名します。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を、議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日3月7日から15日までの9日間としたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は、本日から3月15日までの9日間と決定しました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を、求めます。</p> <p>田頭町長</p>
町 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、平成24年第1回の定例会を招集いたしましたところ、多数ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>さて、NHKの番組で「白熱教室」というアメリカや日本の大学の授業の様子が放映され、話題となっております。</p> <p>今までの大学の講義方式ではなく、教授と学生の闊達な対話で進められている授業形式は、教育の最高の実例とも言われ、新しい人材像が生まれていると思います。</p> <p>テーマも、幸福、正義、人権、民主主義など、今の社会課題に多様な価値観で切り込んでいく議論は、社会の構図を読み解く糸口になると言われています。</p> <p>さて、私ども地域社会においても、地方自治法の改正など、執行部と議会と住民との新たな関係を模索中であります。</p> <p>今定例会におきまして、議会基本条例が提案されます。このことは筑前町の議会史にとって特筆すべき仕組みの提案だと、町長として受け止めております。</p> <p>このことから、より闊達な議論が進み、住民への幸せづくりが前進することを願うものでございます。</p> <p>それでは、定例会の開会にあたり、諸議案の提案説明に先立ちまして、この1年間</p>

を振り返りながら、平成23年度のまちづくりを総括したいと思います。

昨年は、3月11日に発生しました未曾有の大災害である東日本大震災に大きな影響を受けた1年でした。

国民はもとより世界中の人々が惨状に涙し、自然の脅威を再認識しながらも、重苦しい閉塞感の中で被災地の人々の言動と人の絆に感動し、心を一つにした年でもありました。

町民の皆様も、1日も早い復旧と復興を願い行動し、各行政区をはじめ小中学校の子どもたちの募金活動、また被災地支援、チャリティコンサート開催等、物心ともどもの支援活動の輪が広がりました。町長として心からお礼を申し上げ、皆様とともに被災者の方々の一助になればと願うところです。

また、本町におきましても、この東日本大震災を教訓とし、災害時に自発的・自主的に地域で協力し助け合う組織として、自主防災組織の立ち上げ・育成に努め、1月現在で29組織が形成され、町全体の組織率も77.1%となりました。2月には、これらの組織が参加した防災訓練を実施いたしました。

さらに、本庁舎に太陽光発電システムを導入することで、非常時への対応を強化したことや、3YASU交流のあった滋賀県野洲市、高知県香南市との平成20年4月に締結した防災協定についても改めて再確認いたしました。

このような状況を踏まえて、3つの重点テーマに沿ってまちづくりを振り返ります。

1つ目に、「食に感謝し平和を願うまちづくり」についてです。

本町の個性の表現として、「食に感謝し平和を願う町」の拠点である「ファーマーズマーケットみなみの里」と「大刀洗平和記念館」を創設し、観光の町としてもスタートいたしました。

オープン以来の来場者数は、みなみの里は180万人、平和記念館は40万人を超える来場者がありました。雇用や生産・販売の状況から、2つの施設の経済効果は約12億円とみています。

「食」につきましては、昨年10月に「ちくぜん食の都づくり宣言」を行い、信頼づくり・魅力づくり・出会いづくり・人づくり・健康づくりの5つの柱の宣言を行いました。

食と農を基点としたまちづくりが、町民の健康増進と町の産業振興のために必要であり、地産地消を図りながら黒大豆「筑前クロダマル」や「筑前木酢」の特産品化等、農を基盤とした「食」のまちづくりに取り組み始めたところです。

さらに、地産地消とともに学校・家庭・地域における食育の推進、食生活の改善など町民運動として幅広い食育の取り組みの浸透を期待するところです。

「平和」につきましては、平和記念館に収蔵されている戦時品等を活用した企画展を開催し、展示の充実を図りました。また、小中学生等への平和学習に活用していただくなど、今後もこの地で起こった真実を伝え、平和へのメッセージを多くの人に届けるため、情報収集と発信を続け、住民の皆さんと一緒に平和を大切にする心を育てていきたいと考えています。

2つ目に「子どもが輝くまちづくり」です。

町の宝である子どもたちが、心豊かでたくましく生まれ育つよう、子育て支援センターの設置等により子育て支援の充実を図っています。

学校教育においては、町単独でALTやスクールソーシャルワーカー等の人材を確保するとともに、本町で生まれ育った高校生や大学生等のボランティアが教育の現場を支援しています。

また、先生の指導にあたる先生として2名の指導主事を配置し、学力向上に取り組

んできたこともあり、平成23年度の全国学力・学習状況調査結果では、小学校ではすべての教科区分において、初めて県平均を上回りました。また、中学校においても、すべての教科区分において、県平均との差が小さくなっているところです。

塾や私立校に行かなくても、確かな学力を身につけたいという子どもたちの願いを実現していけるよう、今後とも支援を充実していきたいと考えています。

3つ目に「おかげさまのまちづくり」です。

本町には、豊かな自然と歴史、農業地帯としての歩みなどを背景に、古くから「孝子弥四郎の伝承」にあるような人柄のよさや人情味の豊かさ、「おかげさま」の精神が色濃く残っており、それは多くの人々が認める“筑前町のよさ”となっています。

これらの特性・資源をさらに生かし、高齢者や障がい者を見守り支援する見守りネットワーク支援事業の推進や、冒頭に申しました自主防災組織の育成など、昔ながらの近隣の間人関係を大切に「おかげさま」の精神で支え合い助け合うまちづくりをさらに進めていきたいと考えています。

このように、3つのテーマに沿って振り返りましたが、東日本大震災に伴うエネルギー問題や円高問題のほか税の議論など、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、従来からの福祉費や医療費等の増大と相まって課題は山積しています。

この難局を乗り越え、ピンチをチャンスとして捉え、額に汗していかなければならないと考えるところです。

今、幸福論が世界的に論じられています。今年は人も町も幸福とは何かを改めて考える年になりそうです。

テレビや新聞で、日本再生に向けて様々な特集が報道されていますが、その内容は、数十年前の村おこしの話との重なりを感じました。まちづくりとは、幸福を求める永遠の取り組みです。私は30年ほど前、大分県の大山町、湯布院町、宮崎県の綾町のまちづくりを研究したくて幾度となく訪ねました。

テーマは、「町おこしとは何か」であります。

大山町の職員から学んだものは、「町おこしとは心おこし」であるということでした。

大山町が求めたのは、まず、経済振興でした。その経済おこしが文化おこしとなり、環境から情報までさまざまに豊かさを求めて前進してきました。言動力は危機感と心おこしであると思いました。

当時大山町には北九州市から研修生を受け入れていました。100万都市の職員が小さな山村の町に研修に行く。私は、その北九州市の職員の話を知りたくて小倉まで出向き、話を伺うことができました。

「過去を見るのではなく、現状から未来を語り創るのだ。そのためにはイノベーションだ。行動力だ」と熱く語ってくれたことを、私の思いとして紹介させていただきます。

それでは、本日提案いたします議案等29件の提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員の任期が平成24年6月30日をもって任期満了となるので、後任の候補者として推薦することについて議会の意見を求めるものです。

同意第1号 筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員の任期が平成24年3月31日をもって任期満了となるので、後任として選任することについて議会の同意を求めるものです。

同意第2号 筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員の任期が平成24年5月27日をもって任期満了となるので、再任命することについて議会の同意を求めるものです。

承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、公務遂行中に加害者の過失により発生した交通事故により、被害者の受けた損害を賠償するにあたり和解を締結する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分を行ったものです。

議案第1号 町道の路線認定につきましては、道路法の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第2号 建設工事委託に関する実施協定の変更につきましては、筑前町公共下水道三輪中央浄化センターの建設工事について、額の確定により協定額を変更する必要が生じたため、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第3号 筑前町行政組織条例及び筑前町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成24年4月1日実施の筑前町行政組織の見直しを行うために、関係条例の一部を改正しようとするものです。

議案第4号 筑前町附属機関に関する条例及び筑前町特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新たに設置する協議会等について関係条例の一部を改正しようとするものです。

議案第5号 筑前町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法律が施行されたため、当該条例の一部を改正しようとするものです。

議案第6号 筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、県宮熊坂ため池整備事業及び下堤ため池整備事業の分担区分を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第7号 筑前町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法律の改正に伴い当該条例の一部を改正しようとするものです。

議案第8号 筑前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道路法施行令の改正により道路占用料が見直されるため、当該条例の一部を改正しようとするものです。

議案第9号 筑前町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例及び筑前町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、下水道整備率の向上により新築に伴う公共ます設置における処理区域内外の均衡を図るための接続奨励制度の必要性が低下したため、関係条例の一部を改正しようとするものです。

議案第10号 筑前町図書館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関係法律の改正に伴い図書館運営協議会の任命基準を新たに加える必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするものです。

議案第11号 平成23年度筑前町一般会計補正予算（第4号）につきましては、補正額376,754千円を減額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ12,049,394千円とするものです。

事業精査により減額補正する主なものは、

- ・子ども手当費 75,378千円減
- ・国交省公園事業 54,300千円減
- ・太陽光発電システム設置事業 20,205千円減
- ・防衛施設周辺道路改修等事業 19,091千円減

などで、増額補正する主なものは、

- ・派遣職員人件費等対応の甘木朝倉三井環境施設組合負担金 7,617千円
- ・予防接種予定見込者が増加したための子宮頸がん予防接種委託料 7,196千円
- ・今年度の町有地売払収入分を公共施設等整備基金元金積立へ 4,846千円
- ・広域圏ふるさと振興特別会計剰余金を地域振興基金元金積立へ 3,265千円

などを追加するものです。

議案第12号 平成23年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、補正額5,565千円を減額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ3,377,034千円とするものであります。

議案第13号 平成23年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正額5,332千円を減額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ276,193千円とするものです。

議案第14号 平成23年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正額408千円を追加し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ20,048千円とするものです。

議案第15号 平成23年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正額3,615千円を減額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ160,081千円とするものです。

議案第16号 平成23年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正額51,730千円を減額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ1,611,871千円とするものです。

議案第17号 平成23年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入の予定額を30,420千円追加し、277,058千円とし、収益的支出の予定額を2,126千円減額し、320,531千円とするものです。

次に、議案第18号から議案第25号までの平成24年度筑前町一般会計予算をはじめとする8会計の予算編成方針について概要を説明いたします。

日本の経済は、東日本大震災の影響により、依然として厳しい状況にある中で、緩やかに持ち直しているところでもあります。

こうした情勢の下、平成24年度国の予算は、東日本大震災からの復興をはじめ5つの重点分野を中心に、日本再生に向けた取り組みが行われ、地域主権改革の推進、中期財政フレームに基づき編成されています。

本町の財政状況は、健全化判断比率等の財政指標においても、現状では健全性を保っているところではありますが、合併特例債事業をはじめ数多くの普通建設事業を行っていることから、公債費償還の増加など義務的経費は増加傾向にあり、少子・高齢化対策、企業誘致対策、上水道事業、多目的運動公園整備、町営住宅整備、農業振興対策など本町が取り組むべき課題は山積し、加えて行政サービスの多様化にも対応しなければならないことや普通交付税の合併算定替の特例期間の適用が平成26年度までなど、本町の財政を取り巻く状況は、将来にわたり厳しいことは変わりありません。

このような本町情勢の下、平成24年度当初予算編成においては、限られた財源の中で創意工夫し、既存事業の見直し、経費節減、総合計画及び公約に沿った事業に取り組み、「食」と「平和」、「子育て支援」、「学力向上」、大型事業で本年度から着工する「公営住宅建設事業」、継続事業である「多目的運動公園整備事業」など効果的な重点配分を行い、町債残高の減、基金繰入金の減など、財政規律と投資のバランスを図りながら、健全財政と創造のまちづくりを推進する予算としたところです。

議案第18号 平成24年度筑前町一般会計予算については、予算総額11,566,400千円で、前年比1.3%の減で、152,213千円の減額となっています。

歳入については、町税が0.1%の増、3,948千円の増額となり、当初予算計上額としては4年ぶりの増収見込み計上となっています。

財源構成については、自主財源が4,166,084千円で36%、依存財源が7,

	<p>400,316千円で64%の構成となり、自主財源は、主に各事業実施のための基金繰入金の減額により昨年度から8.6%の減、依存財源は、主に地方交付税の増額により昨年度から3.3%の増となっています。また、一般財源額は8,245,916千円となり、主に地方交付税の増額により昨年度から4.6%の増となっています。</p> <p>歳出については、主に子ども手当の制度改正予定などによる扶助費の3.3%の減、ミニ公募債元金1億円の償還による公債費の5.5%の増などにより、義務的経費が0.2%の増、本年度から着工する公営住宅建設事業、継続事業である多目的運動公園整備事業などの取り組みにより、投資的経費が9.8%の増、その他の経費が、主に上水道整備事業期間を延期したことにより投資及び出資金、貸付金の60.1%の減などにより4.9%の減となっています。</p> <p>議案第19号 平成24年度筑前町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、予算総額3,415,941千円、前年比2.23%、74,540千円の増額となっています。</p> <p>歳出の主なものは、保険給付費2,265,668千円です。</p> <p>議案第20号 平成24年度筑前町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額299,974千円、前年比6.55%、18,449千円の増額となっています。</p> <p>歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金297,168千円です。</p> <p>議案第21号 平成24年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、予算総額8,502千円、前年比15.34%の減で、1,540千円の減額となっています。</p> <p>議案第22号 平成24年度筑前町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、予算総額159,819千円、前年比4.31%の減で、7,199千円の減額となっています。</p> <p>議案第23号 平成24年度筑前町公共下水道事業特別会計予算につきましては、予算総額1,203,512千円、前年比27.79%の減で、463,281千円の減額となっています。</p> <p>歳出の主なものは、公共下水道施設管理費315,133千円、公共下水道施設整備費220,232千円、公債費662,978千円などです。</p> <p>議案第24号 平成24年度筑前町水道事業会計予算につきましては、収益的収入277,165千円、収益的支出360,588千円、資本的収入533,089千円及び資本的支出539,536千円の予定額となっております。</p> <p>議案第25号 平成24年度筑前町工業用地造成事業特別会計予算につきましては、予算総額766千円、前年比58.71%の減で、1,809千円の減額となっています。</p> <p>なお、議案第18号から議案第25号につきましては、今会期中に設置されます予算審査特別委員会で十分にご審議を賜りたいと存じます。</p> <p>以上、開会にあたりましてのあいさつと議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議長	<p>日程第4 発議第1号「筑前町議会基本条例の制定について」を、議題とします。本件について、説明を求めます。</p> <p>川上康男議員</p>
川上議員	おはようございます。

	<p>それでは、発議第1号「議会基本条例（案）」について、提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>議会提出議案書の1ページをお開きください。</p> <p>発議第1号「筑前町議会基本条例の制定について」</p> <p>上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。</p> <p>提出者 川上康男。</p> <p>賛成者 栗野光雄議員・福本秀昭議員・久保大六議員・梅田美代子議員・内堀靖子議員・河内直子議員です。</p> <p>提出の理由</p> <p>近年、地方分権化の進展に伴い、地方議会の役割の重要性が叫ばれる中、住民により身近な・より開かれた議会を目指して、平成20年12月、議会活性化検討委員会を立ち上げ、2期3年議会改革に取り組んでまいりました。</p> <p>まずは、できるものから取り組もうと、22年1月から各種団体との意見交換会を8回開催し、昨年10月には議会報告会を開催するとともに、議会基本条例の制定に向け、昨年2月から委員会・定例協議会を12回開催し、検討を重ねて、念願であった筑前町議会基本条例制定の運びとなったものです。</p> <p>本基本条例案は、前文及び9章18条の条項で構成し、特に本条例の特徴として、正副議長選出にあたり、所信を表明する機会を設けたこと。次に、住民との意見交換の場である議会報告会を設置したこと。3つ目として、自由討議を積極的に行い、合意形成に努めることなど明記し、議会としましては、この基本条例を今後の議会運営活動の最高規範として位置付け、議会改革を進めようとするものでございます。</p> <p>また、一問一答方式の導入と、行政への反問権の付与、地方自治法第92条2項に基づく議決事件に関する定めなど、町執行部にもご理解、ご協力をいただきながらでき上がった条文でもございます。</p> <p>今後、制定後は、開かれた議会として、この基本条例に解説を付し、速やかに町民の皆さんにお知らせしなければならないと考えているところでございます。</p> <p>以上、筑前町議会基本条例に関する概要をご報告申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。</p> <p>なお、附則につきましては、議会基本条例制定に伴い、併せて関係条例を整備するものであります。全会一致での賛同をよろしくお願いします。</p> <p>以上で終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、発議第1号「筑前町議会基本条例の制定について」を、採決します。</p> <p>発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、発議第1号「筑前町議会基本条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第5	

議 長	<p>日程第5 発議第2号「筑前町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。</p> <p>本件について、説明を求めます。</p> <p>河内直子議員</p>
河内議員	<p>お手元の議会提出議案書の7ページをお開きください。</p> <p>発議第2号「筑前町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、説明を申し上げます。</p> <p>提出者、河内直子。</p> <p>賛成者、内堀靖子議員、梅田美代子議員、久保大六議員、川上康男議員、栗野光雄議員、福本秀昭議員です。</p> <p>上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。</p> <p>提案の理由ですが、費用弁償は、本来議員報酬の中に含まれていると考えられること、及び町の厳しい財政にわずかながらでも寄与することができる。これが、この条例案を提出する理由であります。</p> <p>次のページ、8ページをお開きください。</p> <p>新旧対照表によって説明をいたします。下線部分のみ説明申し上げます。</p> <p>現行、一番上の段ですが、費用弁償等に関する条例、「費用弁償」を「旅費等に関する条例」に変えます。</p> <p>趣旨の中で、上から3行目、費用弁償及び期末手当の「費用弁償」を「旅費」と改正します。「費用弁償」を「旅費」と改正します。</p> <p>第5条、議員等が招集に応じ、又は委員会若しくは町長の要請に応じ会議に出席したときは、費用弁償として1日当たり2,000円（半日の場合は1,000円）を支給する。これをすべて削除します。</p> <p>次、2項が1項に繰り上がります。</p> <p>1行目、「費用弁償として」を削除します。</p> <p>最後に、「ただし日当を除く」を付け加えます。</p> <p>次に、準用ですが、第7条、1行目、「費用弁償及び期末手当」の「費用弁償」を「旅費」に改正いたします。</p> <p>今回の改正の内容ですが、議員が本会議、委員会出席時に支給される費用弁償及び公務のために旅行したときに支給される費用弁償を廃止するものであります。つまり議員として支給される費用弁償のすべてを廃止するものとなります。</p> <p>これは、議会改革の一環としての取り組みであり、この改革により年間約100万円の経費が節減できる試算となっています。</p> <p>これまで他自治体議会でも改正がなされていますが、すべての費用弁償を廃止するのはまれではないかと思われます。</p> <p>以上、説明を終わります。全会一致でのご賛同をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、発議第2号「筑前町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。</p>

	<p>発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、発議第2号「筑前町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第6	
議長	<p>日程第6 議会推薦第1号「筑前町農業委員会委員の推薦について」を、議題とします。 お諮りします。 農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定及び筑前町農業委員会条例により議会推薦の農業委員は、2人となっています。 農業委員会委員の任期が平成24年3月21日をもって任期満了となるため、筑前町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例に基づき、次の2名の者を推薦するものです。 筑前町大塚 時津園枝氏 筑前町下高場 森田喜美枝氏 の2人を推薦したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議会推薦の農業委員の時津園枝氏と森田喜美枝氏を推薦することに決定いたしました。</p>
日程第7	
議長	<p>日程第7 諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 人権・同和对策室長補佐</p>
人権・同和对策室長補佐	<p>議案書の3ページをお願いいたします。 諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。 本日付、町長名でございます。 氏名 徳永晋 住所 福岡県朝倉郡筑前町篠隈 提案理由です。 人権擁護委員の古田利直氏が、平成24年6月30日をもって任期満了となるため、その後任の候補者として推薦しようとするものでございます。 なお、別冊の諮問及び同意の参考資料の1ページに、徳永晋氏の経歴を付けております。 大学の商学部第2部を卒業されておりますので、職歴よりも学歴の年月のほうが後になっております。 以上です。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。</p>

	<p>これから、討論を省き採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を、採決します。 諮問第1号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、同意することに決定いたしました。</p>
日程第8	
議長	<p>日程第8 同意第1号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を、議題とします。 説明を求めます。 総務課長</p>
総務課長	<p>議案書の4ページでございます。 同意第1号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」 筑前町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。 本日提出、町長名です。 氏名 熊本恵美子 住所 福岡県朝倉郡筑前町上高場 提案理由、筑前町固定資産評価審査委員会の委員である山本容子氏が、平成24年3月31日をもって任期満了となるため、その後任として選任しようとするものでございます。 別冊に参考資料として、熊本恵美子氏の経歴書を付けておりますので、ご参照願いたいと思います。 以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。 これから、討論を省き採決したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 同意第1号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を、採決します。 同意第1号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、同意第1号「筑前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定いたしました。</p>
日程第9	

議 長	<p>日程第9 同意第2号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>5ページでございます。</p> <p>同意第2号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」筑前町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>平成24年3月7日提出、町長名です。</p> <p>氏名 柿原紀也</p> <p>住所 福岡県朝倉郡筑前町石櫃</p> <p>提案理由、筑前町教育委員会の委員である柿原紀也氏が、平成24年5月27日をもって任期満了となるため、再任命することについて議会の同意を求めるものでございます。</p> <p>経歴書につきましては、ご参照願いたいと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>河内直子議員</p>
河内議員	<p>柿原氏は、夜須町のときから教育委員をされているわけですが、今回任命されたとしたら何期目になるのでしょうか。あと年数もお願いいたします。</p>
議 長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>平成13年の10月1日に任命されまして、その後、平成17年の3月21日に合併によりですね、一応3月21日で切れております。</p> <p>そして、その翌日、合併が3月22日にありましたので、その後、17年の5月27日まで暫定による委員として在席されております。</p> <p>その翌日、17年の5月28日から20年の5月27日、一応3年間でございます。それが、まず合併後の1期ということになります。</p> <p>20年の5月28日から24年の5月27日、これが4年間、今度24年の5月27日で任期満了となるわけでございます。</p> <p>その後ですね、今回、本日提案いたしております次の期ということになれば4年間というふうなことになりまして、13年から24年、11年間プラスの4年間と、今後4年間というふうな形になろうかと思っております。以上です。</p>
議 長	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を省き採決したいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>同意第2号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を、採決します。</p> <p>同意第2号は、これに同意することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、同意第2号「筑前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。</p>

日程第10	
議長	<p>日程第10 承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>議案書の6ページでございます。</p> <p>承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。</p> <p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>提案理由でございますけれども、公務遂行中に加害者の過失による発生した交通事故により、被害者の受けた損害を賠償するにあたり、和解を締結する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。</p> <p>7ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>平成23年専決第10号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。</p> <p>平成23年12月20日でございます。</p> <p>1 事故名 交通事故による損害賠償でございます。</p> <p>2 事故発生日 平成23年6月7日</p> <p>3 被害者 氏名 白水亮子 住所 久留米市上津町</p> <p>4 加害者 職氏名 総務課長補佐 近藤亮太</p> <p>5 事故の概要 公務出張後、帰庁の途中において信号のない交差点で衝突事故を起こし、相手方運転者に頸部捻挫及び相手方車両の右側前部を損傷した。</p> <p>6 損害賠償総額でございます。1,228,370円。内訳は、そこに記載のとおりでございます。</p> <p>なお、過失割合については、7対3ということでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>河内直子議員</p>
河内議員	<p>車の保険、ご本人も入っていると思うんですが、公務災害の場合は、ご本人の保険は使わないで公費から出すのでしょうか。</p>
議長	<p>財政課長</p>
財政課長	<p>お答えいたします。</p> <p>公務出張中、公用車による事故でございまして、すべて町が加入しております保険のほうからの支払いということでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」を、採決します。</p> <p>本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」は、承認することに決定しました。</p>
休憩	
議長	<p>ここで、休憩をいたします。</p> <p>10時35分から再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10:25)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(10:35)</p>
日程第11～ 日程第27	
議長	<p>会議規則第35条の規定により、日程第11から日程第27までを一括議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>一括議題とした日程第11、議案第1号から日程第27、議案第17号までは、議案の説明のみ行いたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、順次、議案の説明を求めます。</p> <p>建設課長</p>
建設課長	<p>それでは、議案第1号について、順次説明をさせていただきます。</p> <p>議案書の9ページをお開きください。</p> <p>議案第1号「町道の路線認定について」</p> <p>別紙のとおり町道路線を認定するものとする。</p> <p>本日付提出、町長名。</p> <p>提案理由、道路法第8条第1項の規定に基づき、町道路線を認定するにあたり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。</p> <p>次のページをお開きください。</p> <p>認定路線、路線番号1387号、朝園団地22号線につきましては、本町の開発要綱に沿って整備、寄附された幅員6mの道路を、今回町道認定するものであります。</p> <p>路線の起点、終点、延長等につきましては、議案書の10ページに記載しているとおりでございます。</p> <p>以上、議案第1号の説明をさせていただきましたが、お手元に議案第1号の参考資料が配布されていると思います。こちらのほうになります。</p> <p>その資料の2枚目のほうに、認定路線の位置図、3枚目に、開発区域の道路として整備、寄附が行われた町道朝園団地22号線が表示された土地利用計画図、4枚目に現地写真、合せて4枚資料としてお手元に配布しておりますので、これをご覧いただけますようお願い申し上げます。議案第1号の説明に代えさせていただきます。</p>
議長	<p>下水道課長</p>
下水道課長	<p>議案書の11ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号「建設工事委託に関する実施協定の変更について」</p> <p>平成23年3月2日付け第4号議案をもって議決された筑前町公共下水道三輪中央浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定に係る議決内容の一部を別添のように改める。</p>

	<p>本日付提出、町長名でございます。</p> <p>提案理由、日本下水道事業団と締結した筑前町公共下水道三輪中央浄化センターの建設工事委託について、額の確定により調定額を変更する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>12ページが協定の内容でございます。</p> <p>今回は2回目の変更でございます。今回の変更は、3の協定金額の変更です。</p> <p>変更前 568,000千円、変更後 563,240千円、4,760千円の減でございます。</p> <p>理由としましては、日本下水道事業団と請負業者の変更契約が完了し、協定額が確定したためでございます。</p> <p>内訳としましては、土木建設工事費が339,240千円、機械設備工事が115,000千円、電気設備工事が109,000千円。以上でございます。</p>
議 長	総務課長
議 長 総務課長	<p>議案書の13ページでございます。</p> <p>議案第3号「筑前町行政組織条例及び筑前町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名です。</p> <p>提案理由、平成24年4月1日実施の筑前町行政組織の見直しにより、筑前町行政組織条例及び筑前町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する必要がある。これが、条例案を提出する理由でございます。</p> <p>14ページをお開き願いたいと思います。</p> <p>第1条、筑前町行政組織条例の一部を次のように改正する。</p> <p>現行の欄に下線を引いております。この部分を改正案として、ここに示しておるところでございます。</p> <p>現行のこども課の第3号「母子保健に関すること」を削除し、第4号を第3号に繰り上げるものです。</p> <p>それから、健康課でございますが、健康課の第1号の次に、「母子保健に関すること」を追加し、各号の繰り下げを行うものでございます。</p> <p>第2条、筑前町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を次のように改正する。</p> <p>次のページでございます。</p> <p>現行の「こども課」を「健康課」に改正を行うものでございます。</p> <p>附則、この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>続きまして、議案第4号でございます。16ページです。</p> <p>「筑前町附属機関に関する条例及び筑前町特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名です。</p> <p>提案理由、筑前町子ども読書活動推進計画及び筑前町地域福祉計画を協議するにあたり、新たに筑前町子ども読書活動推進協議会及び筑前町地域福祉計画策定委員会を設置することとしたので、関係条例を整備する必要が生じた。これが、条例案を提出する理由でございます。</p> <p>17ページをお開き願いたいと思います。</p> <p>第1条、筑前町附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>現行の「筑前町図書館運営協議会」の次に、「筑前町子ども読書活動推進協議会」</p>

	<p>を、追加をするものでございます。</p> <p>それから第2条、筑前町特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>現行の総合計画審議会の次に、「地域福祉計画策定委員会」、「日額3,000円」を追加するものでございます。</p> <p>それと現行の「図書館運営協議会」の次に、「子ども読書活動推進協議会」、「日額3,000円」を追加するものでございます。</p> <p>附則、この条例は、公布の日から施行する。以上です。</p>
議 長	税務課長
税務課長	<p>議案書の19ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号「筑前町税条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付提出でございます。町長名。</p> <p>提案の理由、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が、平成23年6月30日に、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方税法特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が、平成23年12月2日に、地方税法の一部を改正する法律が、平成23年12月14日にそれぞれ施行されたため、当該条例の一部を改正する必要があります。これが、この条例案を提出する理由でございます。</p> <p>20ページをお願いいたします。</p> <p>第1条、筑前町税条例の一部を次のように改正する。 改正案を申し上げます。</p> <p>第34条の7 寄附金の税額控除でございます。</p> <p>20ページから22ページにわたっておりますけれども、第1号、これにつきましては、寄附先等についての明文化をしていくものでございまして、これを細分化したものでございます。</p> <p>それから22ページ、中段でございますが、第2号でございます。</p> <p>これにつきましては、NPO法人、これが、町が一定基準を設けまして、この基準をクリアした場合には、条例にその法人等、あるいはその所在地を明記するわけでございます。</p> <p>これを別表として26ページに掲げておりますけれども、そうした場合は、寄附金の税額控除の対象になるということでございます。</p> <p>この3条、4条の7項につきましては、条例公布の日から施行というふうに考えております。</p> <p>それから、同じ22ページでございますが、町民税の申告ということで、36条の2になります。</p> <p>23ページ、中段でございますけれども、所得控除の中に、先に申しあげましたNPO法人の税額控除の部分が出てまいります。これを新たに設けるものでございます。</p> <p>それから、第6項といたしまして、NPO法人へ寄附をした場合は、簡易の申告書を町民税申告書と同時に出示していただく、その様式等を定められたものでございます。</p> <p>この項につきましても、条例公布の日から施行するということにしております。</p> <p>それから24ページ、36条の4、町民税に係る不申告に関する過料でございます</p>

	<p>が、これは、先の条文の中で第6項が増えました。その関係で条が繰り下がるということでの、項の調整でございます。</p> <p>同じ24ページ、第95条、たばこ税の税率でございますが、この税率の引き上げでございます。</p> <p>25年の4月1日から、現在1,000本当たり4,618円を644円引き上げてまして、5,262円とするものでございます。</p> <p>これは、法人税が引き下げとなりました。その関係で、町民法人税が減額となる。ただし県税でございます法人事業税が課税ベースの見直しによりまして増額になると、その分の調整のために、たばこ税でその調整をやるというものでございます。</p> <p>次に24ページの附則、第9条でございます。町民税の分離課税に係る所得割の額の特例でございます。</p> <p>退職手当に係わるものでございますが、これについては、退職手当については、現在、町民税の10%の軽減措置がなされております。これを25年の1月1日から、退職し退職手当が生じる方につきましては、この10%軽減が廃止となるものでございます。</p> <p>次に、第16条の2、たばこ税の税率の特例でございますが、これは、旧3級品たばこでございます。これも第95条と同じような内容で税額を引き上げるものでございます。現在1,000本当たり2,190円でございますが、305円引き上げとなりまして2,495円とするものでございます。</p> <p>施行は25年4月1日からというふうになっております。</p> <p>次に、25ページでございます。</p> <p>第22条、東日本大震災に係る雑損控除等の特例でございますが、これについては、現在該当される方はおられませんけれども、内容を申し上げますと、雑損控除の災害関連の支出をする場合、災害が終わって1年以内に支出したものが対象となるものでございますけれども、この東日本大震災については、その1年のものを2年延長しまして3年間、期間を延長するというものでございます。</p> <p>また、雑損控除の申告につきましては、本来所得税の申告期限でございます。3月15日が本来の期限日でございますけれども、この期限日を過ぎても受付をするというふうな条文になっておるものでございます。</p> <p>それから26ページ、第25条、個人の町民税の税率の特例等でございますが、個人町民税の均等割を平成26年度から35年度まで10年間、500円加算をするものでございます。</p> <p>現在、3,000円の個人町民税の均等割が、3,000円が3,500円に、同じく県税も500円引き上げとなります。県税は、現在1,000円でございますが、これが1,500円と。そして県税においては、福岡県においては、森林環境税が別途500円加算されておりますので、町県民税合わせますと、4,500円が5,500円になるということで、施行としますと、平成26年度課税分からというふうになります。</p> <p>次に、27ページでございますが、第2条、筑前町税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正をするということで、第2条の第6項に、新たに項を設けるわけでございますが、NPO法人への寄附金控除の規定の制定に伴いまして、法の読み替え規定の項を追加するものでございます。以降項の繰り下げを行うものでございます。</p> <p>28ページの附則につきましては、改正文の説明の中で施行期日等を申し上げましたので、説明は省略させていただきます。以上でございます。</p>
議 長	農林商工課長

農林商工課長	<p>議案書の29ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」標記のことについて、別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由、県営熊坂ため池整備事業及び下堤ため池整備事業の分担区分を変更することについて、筑前町分担金徴収条例第4条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>30ページをお願いいたします。</p> <p>筑前町分担金徴収条例一部改正案でございますが、附則に、平成24年度における受益者負担率の特例としまして、7を加えて、筑前町分担金徴収条例第4号の規定により、次のとおり、別表の受益者負担率を下記事業についてのみ変更するものでございます。</p> <p>事業種別が2で、農業土木事業、工種 ため池整備事業。</p> <p>(1) 事業名 県営熊坂ため池整備事業、受益者負担率を50%を30%に変更する。</p> <p>(2) 下堤ため池整備事業、受益者負担率を、50%を0%に変更するものでございます。</p> <p>附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。</p> <p>附則でございますが、今回の分担金徴収条例の一部改正につきましては、ため池の改修につきまして多額の費用を要しますので、地元負担の軽減を図るものでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	都市計画課長
都市計画課長	<p>議案書の31ページでございます。</p> <p>議案第7号「筑前町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>提案理由、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴う、公営住宅法の一部改正により、公営住宅の入居者資格のうち同居親族要件が廃止され、同要件を維持するために条例で定める必要がある。これが、この条例を提出する理由でございます。</p> <p>条例の一部を改正する条例案は、32ページから35ページでございます。</p> <p>併せて1枚紙の参考資料を配布いたしておりますので、これも後でご参照ください。</p> <p>まず、条例改正の趣旨を簡単にご説明申し上げます。</p> <p>今回上程する案件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律。</p> <p>いわゆる地域自主性一括法が平成23年5月2日に交付され、公営住宅法については、法第32条において、入居者資格等が改正されることになりました。</p> <p>これまでの公営住宅法では、公営住宅に入居するためには、同居親族がいることが入居者資格の1つとなっており、当初から親族以外の者と同居することや原則として単身者の入居は認められておりません。</p> <p>例外といたしまして、高齢者や障害者など、特に住居の安定を図る必要のある者等として、政令で定める者に限り単身者の入居が認められてきました。</p> <p>今回の公営住宅法の改正で、入居資格のうち、同居親族要件が平成24年4月1日をもって廃止されますが、同要件を維持する場合には、条例で定めることとなったこ</p>

とから、関係規定の整備を行おうとするものでございます。

本町では、現在の厳しい経済状況及び雇用情勢の下、高齢者や障害者のほか、特に居住の安定を図る必要がある者に対しても引き続き配慮が必要なことから、現行法の規定どおり当該単身者の入居が可能なものとし、また、同居親族等を有する世帯の入居機会を狭めないよう、同居者についての親族要件を引き続き定めようとするものでございます。

それでは、32ページの筑前町営住宅管理条例の一部を改正する条例の新旧対照表をお開きください。

筑前町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

筑前町営住宅管理条例の一部を次のように改正する。

現行の条例第5条の本文中、2行から3行目にかけての、「として政令第6条第1項で定める者」を削りますが、これは、今回の公営住宅法第23条の改正により、政令で定めるものという表記が削除され、公営住宅法施行令第6条も消滅するために、これに連動して削除するものでございます。

次に、本来階層及び裁量階層の入居収入基準を定めた第3号を削除します。

これは、現行規定で引用する政令第6条第4項及び第5項が削除されるために、第3号の規定を残しておく、法及び政令改正後の条項と整合性が取れなくなるために削除するものです。

なお、今回の公営住宅法第23条の改正により、入居収入基準が、国の定める基準を参酌して条例で定めることとなりましたが、公営住宅法の施行日から1年間の期間内において、本来階層の入居収入基準に係る条例が制定、施行されるまでの間は、入居収入基準について、なお従前の例によることとされていますので、入居収入基準につきましては、町営住宅の入居者選考委員会等の議を経まして、平成24年度中に規定することといたしております。

次に、新旧対照表の33ページの2行目でございます。

第3号を削除したために、4号から6号を各々1号を繰り上げ、3号から5号までとする文言の整理を行います。

なお、別途配布しております参考資料には、今回改正を行わない第1号の居住または勤務場所要件及び第2号の同居親族要件、並びに今回第4号から第6号の繰り上げを行った第3号、現に住宅の困窮していることが明らかなものであること。第4号、地方税に滞納がないこと。第5号、入居者若しくは同居者が暴力団でないことの各条文を表記いたしておりますので、比較参照をお願いいたします。

次に、改正案の列に、第2項として、高齢者や障害者等、特に居住の安定を図る必要がある者として、公営住宅法施行令第6条第1項に定める各要件と同内容を新たに第1号から第8号に規定いたしますので、現行の単身者の入居要件と変更はございません。

また、第2項の3行目からのただし書きに合わせまして、次のページの中段以下に記載しております第3項に、町長は、当該職員をして、入居の申し込みをした者に必要事項等の調査をさせることができる旨を定めております。

以下34ページ、下段の第6条及び35ページの第6条第2項、並びに第52条の改正は、いずれも今回の条例改正に伴う文言の整理を行ったものでございます。

最後に附則です。

条例の施行期日は、法改正施行期日と同じく、平成24年4月1日です。

また、前述いたしましたように、入居者の収入基準の取り扱いについては、改正後の公営住宅法第23条第1号、ロの規定に基づく条例が制定、施行されるまでの間は、この条例の施行の日から起算して1年間は、改正後の第5条の規定にかかわらず従前

	<p>の例による等の経過措置、及び高齢者のみなし規定を定めておるところでございます。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議 長	建設課長
建設課長	<p>それでは、議案書の36ページをお開きください。</p> <p>議案第8号「筑前町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名。</p> <p>提案理由、道路法施行令の一部を改正する政令が、平成24年4月1日から施行され、道路占用料が見直されることにより、当該条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。</p> <p>続いて、37ページをお開きください。</p> <p>筑前町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。</p> <p>この件につきましては、道路の占用料につきまして、国の道路法施行令において、3年に一度地価水準を踏まえ見直しが行われておりますが、今回国の改定を受け、近隣市町村の状況及び地価水準を踏まえ検討した結果、37ページから40ページのとおり、現況に合わせて条例の一部を改正する必要があると判断したものでございます。</p> <p>改正内容等につきましては、37ページ以降の右側、現行別表、第4条関係、町道の敷地に係る占用料、年額を、左側、改正案へ改正するものでございます。</p> <p>最初に、道路法32条第1項第1号該当物件でございます。</p> <p>第1種、電話柱1本につき1年、740円を560円、第2種、電話柱1本につき1年、1,200円を900円、第3種、電話柱1本につき1年、1,700円を1,200円、その他の柱類1本につき1年、57円を56円。</p> <p>また、次の38ページになりますけれども、その他の線類につきましては、右側、現行1mにつき40円ひとくりだったものを、左側、改正案のとおり、共架電線その他上空に設ける線類、長さ1mにつき1年、6円、地下に設ける電線その他線類、長さ1mにつき1年、3円に細分化するものでございます。</p> <p>また、38ページの3段目からにつきましては、路上に設ける変圧器1個につき1年、550円、地下に設ける変圧器、占用面積1㎡につき1年、340円、変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所、1個につき1年、1,100円、郵便差出箱及び信書便差出箱、1個につき1年、470円、広告塔、表示面積1㎡につき1年、2,000円の5区分に細分化のうえ、新規設定するものでございます。</p> <p>続きまして、39ページをお開きください。</p> <p>道路法32条1項の第2号該当物件でございます。</p> <p>こちらにつきましても、右側、現行、管路0.4m未満、長さ延べ1mにつき1年、38円ひとくりだったものを、左側、改正案として6段階に細分化し、単価設定をするものでございます。</p> <p>同様に40ページ、管路0.4m以上、長さ1mにつき1年、380円ひとくりだったものを、左側、改正案、3段階に細分化し、単価設定するものであります。</p> <p>以上、国の道路法施行令改定に合わせて、占用物件の区分を細分化し、単価を設定、改正し、平成24年4月1日から施行するものであります。</p> <p>以上で、今回の改正についての説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	下水道課長
下水道課長	<p>議案書の41ページでございます。</p> <p>議案第9号「筑前町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例及び筑前町下水道事業</p>

	<p>受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名です。 提案理由、下水道整備率の向上により新築に伴う公共ます設置における処理区域内外の均衡を図るための接続奨励制度の必要性が低下したため、関係条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由でございます。 42ページでございます。 第1条、筑前町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を次のように改正する。 改正案第6条に下線の部分を追加するものでございます。 現行条例では、処理区域内に新築のために公共ますを新設し下水道に接続した受益者に対し、接続推進奨励金3万円を交付していますが、これを交付の対象から除くものでございます。 43ページをお願いします。 第2条、筑前町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を次のように改正する。 第1条と同じように、第8条に下線の部分を追加するものでございます。 附則、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。 以上でございます。</p>
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	<p>議案書の44ページをお開きください。 議案第10号「筑前町図書館条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴う、図書館法の一部改正により、図書館運営協議会の任命基準を当該条例に新たに加える必要が生じた。これが、この条例案を提出する理由でございます。 次、45ページをお開きください。 筑前町図書館条例の一部を次のように改正する。 改正案の第8条の2項に、下線部分を追加するものでございます。 現行では、「協議会の委員の定数は、9人とする。」となっておるところを、改正案で、「協議会の委員の定数は、9人とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館利用者並びに学識経験のある者から教育委員会が任命する。」という基準を加えたものでございます。 附則、この条例は、平成24年4月1日から施行する。 以上、説明を終わります。</p>
議 長	財政課長
財政課長	<p>議案書の46ページでございます。 議案第11号「平成23年度筑前町一般会計補正予算（第4号）について」 平成23年度筑前町一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 別冊の補正予算（第4号）を、準備をお願いしたいと思います。 まず、1ページでございます。 平成23年度筑前町一般会計補正予算（第4号） 平成23年度筑前町の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。 歳入歳出の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ376,75</p>

4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,049,394千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

繰越明許費、第3条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による、というところでございます。

今回の補正予算（第4号）でございますけれども、ほとんどが事業費精査による決算見込額、あるいは事業費が確定したのものなどによります減額が主なものでございます。

これらについては、特徴的なものを除きまして説明を省略したいと思います。

また、人事院勧告で減額となりました給料、職員手当、それと負担率の改正がございました。この関係で増額となりました共済費についても、同様に説明を省略したいと思います。

それと一般的な事務経費の増額がございまして、これについても経常費でございますので、省略をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、早速説明に入りたいと思いますが、まず、歳出の事項別明細書のほうから説明をしたいと思います。

20ページをお開きいただきたいと思います。

1款の議会費、それから22ページまでですね、ずっと見ていただければお分かりだと思いますけれども、2款1項6目の会計管理費まで、それぞれ減額でございますので、省略をしたいと思います。

7目の財産管理費、13節の委託料でございますが、太陽光の設計委託料3,675千円の減額がございまして。

同じく委託料で、町有地測量委託料あるいは不動産鑑定委託料は、山隈にございまして寿団地跡地に民間保育所の建設が想定されておりましたので、その関係で予算計上をしておりましたけれども、民間保育所が原地蔵のほうに建設予定となったために減額するものでございます。

なお、この跡地につきましては、現在山隈区において、公民館用地等ということでいろいろ議論がされておるようでございますので、その関係もございまして、改めて24年度当初予算には予算計上する予定にしておるところでございます。

なお、15節の工事請負費でございますけれども、太陽光発電の工事請負費の入札減でございます。

続きまして、8目の財政調整基金費から23ページ、19目のそったく基金費までの基金の利子積立でございますけれども、基金運用、利益運用の利息の増額が見込めたために、それぞれ案分して増額補正するものでございます。総額が6,356千円でございます。

元金のほうでございますけれども、11目の地域振興基金費、これは、広域圏ふるさと振興特別会計への余剰金の配分金を全額積み立てるものでございます。

次に、12目の公共施設等整備基金費につきましては、町有地売払収入分を全額積み立てるものでございます。

15目の多目的運動広場整備等基金は、太刀洗通信所の交付金の確定によりまして、増額補正で元金を積み立てているものでございます。

20目の総合支所総務費から少し飛びますけれども、28ページまでずっとご覧

ただきたいと思いますが、それぞれ減額でございます。

28ページの監査委員費までは省略をしたいと思います。

29ページでございます。

3款1項1目の社会福祉総務費、そこに操出金がございますけれども、国保特会の操出金は、それぞれ確定によります増額、減額の補正をするものでございます。

2目の人権対策費から30ページの隣保館運営費までは省略をいたします。

5目の老人福祉費でございます。

19節でございますけれども、県介護保険広域連合の負担金は、共通経費については減少しておりますけれども、介護給付費の負担の増によりまして3,698千円の増額補正でございます。

後期高齢者医療療養費給付負担金は、確定による増額でございます。

それから、6目の障害者福祉費の通所サービス利用促進事業は、対象事業者が増えたため、その下の新事業移行促進事業については、対象者が増えたことによります増額補正でございます。

続きまして、31ページの7目重度障害者医療費から32ページ的美和みどり保育所費までは省略をしたいと思います。

5目の児童措置費、20節でございます。扶助費でございますけれども、こども手当、75,378千円の大幅な減額でございます。

これにつきましては、制度改正によるものでございますけれども、この23年度の当初予算編成時の政府案でございますけれども、一例で申し上げますと、3歳未満は、そのときは2万円ございました。それが、現実的には13千円に変わりました。今度さらに10月からは15千円に変わるという、こういう制度改正がございましたから、そういうことで、今回、こういう減額補正をするものでございます。

続きまして、6目の乳幼児医療対策費から34ページの予防費までは省略をしたいと思います。

4目の健康推進費、13節でございます。委託料でございますが、子宮頸がん予防接種委託料でございますけれども、本年度の接種者が予想以上に増えてきたために、増額補正をするものでございます。

5目から2項1目の清掃総務費までは省略をいたします。

35ページの2目の塵芥し尿処理費でございます。

19節の甘木朝倉三井環境施設組合の負担金の増額補正につきましては、派遣職員の人件費分と法面災害の負担金によります増額補正でございます。

続きまして、5款1項1目の農業委員会費から36ページ、2目の農業総務費まで省略をいたします。

3目の農業振興費でございますけれども、大幅な減がございますので説明申し上げますが。

19節の活力ある高収益型園芸産地育成事業の14,725千円の減でございますが、これは、事業申請者の辞退と事業主体によります入札が行われまして、それに伴います入札減でございます。

続きまして、6目の農業土木費から37ページの7款2項3目道路新設改良費までは省略をいたします。

4目国交省交付金事業費、そこに南北線関係ございます。それから、38ページのまちづくり交付金事業費、この減額補正でございますけれども、これは、東日本大震災によります国庫補助金減額によります事業減等でございます。

4項の1目は省略をいたします。

3目の国交省公園事業費でございますが、この減額も先ほど土木費と同様に、震災

によります国庫補助金減額によるものでございます。

続きまして、5項の住宅管理費から42ページまでめくっていただきたいと思いますが、すべて減額でございますので、内容を省略したいと思います。

43ページでございます。夜須中学校費でございます。

15節の工事請負費でございますけれども、給食センター解体工事の入札減によります減額でございます。

三輪中学校費から、最後の46ページの10款まで省略をいたします

11款の公債費でございますけれども、この公債費の減額は、平成22年度に繰上償還をいたしましたけれども、その元利償還金の元金、利息の減少分の減額でございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、歳入の説明を行います。

11ページをお開きいただきたいと思います。

1款の町税でございますけれども、税務課及び納税推進室と見込みでございますので、町税、1款全体で31,608千円の増額をしておるところでございます。

固定資産税の減額が17,454千円と若干大きゅうございますけれども、たばこ税の増収分36,720千円で、町税全体は増額となったところでございます。

続きまして、12ページの3款利子割交付金から、13ページまでの9款太刀洗通信所の交付金まで、これまでの交付実績から推計し増減補正を行っておるところでございます。

9款の国有提供施設等所在市町村助成交付金、太刀洗通信所の分でございますけれども、これは、確定によるものでございます。

11款の地方交付税でございます。

普通交付税は、確定による増額でございます。

特別交付税でございますけれども、いろいろ増額要件はございませんけれども、最低は3億円来るだろうということで、2億円予算計上をしておりましたけれども、今回1億円を増額補正をするところでございます。

13款、14ページ、それから14款については、見込みによります補正でございます。

15款の国庫支出金、さらに15ページからの県支出金でございますが、それぞれ事業精査によります確定あるいは震災による減額、あるいは事業費減によります増減補正でございます。

説明欄のほうにそれぞれ事業名、補助金名等を記載をしておりますので、内容については説明を省略したいと思います。特に、こども手当関係も大きかったということでございます。

次に、17ページでございます。

17款財産運用収入でございますけれども、各基金利子見込みで増額補正でございます。歳出で申し上げたとおり、これについては全額積み立てでございます。

続きまして、財産売払収入でございますけれども、平成23年度中に法定外公共物の用途廃止によります払い下げが相当ございましたので、この分、全額4,846千円を公共施設等整備基金に積み立てるものでございます。

18ページの基金繰入金、それぞれこれにつきましては全員協議会資料で、すべて内容について説明を申し上げておりますので、省略をしたいと思います。

特に、町税及び地方交付税で一般財源が増えたこと、さらに事業費精査で、今回です、大幅な減額補正があったことで、この一般財源が確保できましたので、基金繰入金を減額補正するものでございます。

	<p>21款でございます。</p> <p>雑入の広域圏ふるさと振興特別会計剰余金でございます。3,265千円を収入いたします。全額地域振興基金に積み立てるものでございます。</p> <p>22款の町債でございます。</p> <p>これにつきましても、それぞれの事業の入札減とか事業精査によります減額で減額補正するものでございます。</p> <p>以上で、歳入の説明を終わります。</p> <p>続きまして、また、予算書のほうで戻りまして、7ページをお開きいただきたいと思っております。</p> <p>債務負担行為の補正でございます。これにつきましては、12月議会で議決していただいております5件の債務負担行為について、入札及びプロポーザルにおきまして契約額が確定いたしましたので補正をするものでございます。</p> <p>これにつきましては、変更後の限度額だけを申し上げたいと思っております。</p> <p>まず、三並小学校・中牟田小学校給食業務委託事業につきましては、限度額34,610千円でございます。</p> <p>東小田小学校給食業務委託事業につきましては、28,655千円でございます。</p> <p>三輪小学校給食業務委託事業が37,432千円でございます。</p> <p>三輪中学校給食業務委託事業が28,287千円でございます。</p> <p>筑前町図書館・筑前町めくば一図書館窓口等運營業務委託事業が139,974千円でございます。以上でございます。</p> <p>続きまして、8ページをお開きいただきたいと思っております。</p> <p>繰越明許費でございます。</p> <p>23年度の当初予算で、安心・安全な学校づくり交付金を主な財源といたしまして、東小田小学校のトイレの改修工事にかかる工事監理料と工事請負費を予算計上してございましたけれども、大震災の関係で補助金が確定しませんで、ようやくですね、今年の2月6日で内示の通知があったところでございます。</p> <p>工期が取れないために、予算計上の全額35,705千円を平成24年度に繰り越すものでございます。</p> <p>以上で、平成23年度一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。</p>
議 長	健康課長
健康課長	<p>議案書の47ページをお願いしたいと思います。</p> <p>議案第12号「平成23年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について」</p> <p>平成23年年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>予算書のほうをお願いしたいと思います。</p> <p>まず、予算書の8ページでございますけれども、まず、歳出ですけれども、1款1項1目一般管理費につきましては、総務課より指示を受けました人件費分ですけれども、育児休暇の職員分が含まれております。</p> <p>次に、2款1項の1目、2目、4目につきましては、本年度退職者医療への移行者が多いというようなことで、そのための調整が主な理由でございます。</p> <p>5目審査支払手数料につきましては、医療費については、今のところ落ち着いておりますけれども、件数が伸びてきたということで、予算不足が見込まれるための増額補正でございます。</p> <p>次に、8款1項1目特定健康診査等事業費については、ほぼ実績による減額でござ</p>

	<p>います。</p> <p>次に、6ページでございますけれども、3款1項1目療養給付費等負担金につきましては、当初予算より赤字が見込まれる分をこの目で調整しておりますので、減額分の調整となっております。</p> <p>3目特定健康診査負担金につきましては、23年度の交付申請が済んでおりますので、その額でございます。</p> <p>4款1項1目療養給付費交付金につきましては、退職者医療の増加分に対応する分でございます。ほぼ本年度の見込額でございます。</p> <p>6款1項2目特定健康診査負担金につきましても、交付申請に基づく補正でございます。</p> <p>次に、9款繰入金につきましては、すべて本年度確定によるものでございます。</p> <p>以上で、国民健康保険の補正について終わりまして、続きまして、議案第13号でございます。</p> <p>議案書の48ページでございます。</p> <p>議案第13号「平成23年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」</p> <p>平成23年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>次に、補正予算書のほうをお願いしたいと思います。</p> <p>6ページでございます。</p> <p>まず、歳入でございますけれども、4款1項2目保険基盤安定繰入金の確定による減額でございますけれども、7ページの歳出で同額を減額しておりますけれども、納付金につきましては、保険料に繰入額をプラスして納付するというようなことになっておりますので、同額の減額となっております。以上でございます。</p>
議 長	人権・同和対策室長補佐
人権・同和対策室長補佐	<p>議案書の49ページをお願いいたします。</p> <p>議案第14号「平成23年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について」</p> <p>平成23年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の平成23年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）の1ページをお開き願います。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ408千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ20,048千円とする。</p> <p>今回の補正の理由は、借受人の死亡、相続人の相続放棄、そして保証人の死亡により回収が困難なものと認められ、償還推進助成事業補助金の対象となった貸付が1件ありまして、県補助金が交付されることになりましたので、それに伴い、事務費等を含め補正しようとするものでございます。</p> <p>歳出のほうから説明いたします。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>1款1項1目の一般管理費、補正額は0でございますが、事務費補助金の減額のより財源内訳を変更するものです。</p> <p>1款1項2目の財政調整基金費は、408千円を増額補正するものです。</p> <p>2款1項の公債費は、補正額は0でございますが、貸付金の回収困難分として認め</p>

	<p>られ交付される補助金の確定により、財源の内訳を変更するものでございます。</p> <p>次に、歳入の説明です。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>1款1項2目償還推進助成事業補助金は、初めに説明いたしました貸付金が回収困難と認められ交付される補助金が423千円、これに伴って回収にかかる事務費補助金が15千円の減額となるため、差し引き408千円の増となるものです。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	下水道課長
下水道課長	<p>議案書の50ページでございます。</p> <p>議案第15号「平成23年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について」</p> <p>平成23年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の補正予算（第2号）をお願いいたします。</p> <p>1ページでございます。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,615千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160,081千円とするものでございます。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>事項別明細の説明です。最初に歳出でございます。</p> <p>基本的に事業実績並びに精査によるものでございます。大きなものだけ説明をさせていただきます。</p> <p>人件費につきましては、一般会計と同様の理由ですので省略いたします。</p> <p>13節農業集落排水施設管理費2,885千円の減でございます。</p> <p>主なものとしまして、13節委託料の減は、すべて契約実績に基づく減でございます。</p> <p>19節負担金補助及び交付金の減は、両筑衛生施設組合における汚泥処分費の確定によるものでございます。</p> <p>2款1項1目元金・利子につきましては、精査によるものでございます。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>歳入でございます。</p> <p>1款1項1目農業集落排水事業分担金288千円の増、新規加入による実績見込みでございます。</p> <p>4款1項1目一般会計繰入金、4,927千円の減でございます。総務管理費用分の繰入金の減でございます。</p> <p>5款1項1目繰越金、1,024千円の増、23年度決算に基づくものでございます。</p> <p>続きまして、議案書の51ページをお願いいたします。</p> <p>議案第16号「平成23年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」</p> <p>平成23年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の補正予算（第2号）をお願いいたします。</p> <p>1ページでございます。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ51,730千円を減額し、歳</p>

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,611,871千円とするものでございます。

第2条、繰越明許費でございます。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

本日付提出、町長名です。

9ページをお願いいたします。

歳出の説明でございます。

公共下水道施設管理費、4,483千円の減でございます。主に実績精査によるものでございます。

11節の需用費の増は、主に中央浄化センターの電気料の増額でございます。

委託料の減につきましては、契約実績に基づくものでございます。

補償補填及び賠償金につきましては、転倒事故の賠償金の支払いを予定しておりましたけれども、23年度中に示談が解決しましたので不要となったものでございます。

10ページでございます。

2款1項1目公共下水道施設整備費46,407千円の減でございます。

主なものとしまして、13節委託料の減でございますが、実績に基づくものと国の補助金の削減に伴いまして事業計画を見直した結果でございます。

15節工事請負費の減につきましては、浄化センター建設費は、先ほどの議案で提案しました中央浄化センターの額の確定によるものでございます。

排水設備工事の増につきましては、公共ますの新設工事の増によるものです。

汚水管渠工事につきましては、国の補助金の削減に基づきまして、事業計画を見直しました結果、工事箇所を変更したものでございます。

付帯工事費の増は、舗装工事の単価がアップになったものでございます。

雨水管渠工事の63,472千円の増につきましては、先ほど同様国の補助金の削減に基づきまして事業計画を見直し、浸水対策事業を優先に事業を行ったためでございます。

19節負担金補助及び交付金、1,000千円の減、これは、宝満川上流流域下水道建設負担金の額の確定によるものです。

公債費、3款1項利子につきましては、精査によるものでございます。

7ページをお願いします。

歳入でございます。

1款1項1目公共下水道事業負担金2,745千円の増、決算見込みによるものでございます。

2款1項1目公共下水道施設使用料、9,112千円の増、決算見込みによるものでございます。

3款1項1目公共下水道事業費補助金30,700千円の減、震災などの影響によります国の補助金の削減によるものです。

繰越金1,617千円の増、23年度決算によるものでございます。

8款3項2目雑入、転倒事故における損害賠償金の保険金を見込んでいたものでございます。

8ページをお願いいたします。

9款1項1目公共下水道事業債、33,300千円の減、事業費の減に伴うものでございます。

4ページをお願いいたします。

	<p>第2表、繰越明許費、2款1項事業費、事業名、雨水管渠工事でございます。場所は原地蔵地区でございます。繰越額が21,000千円でございます。以上で、説明を終わります。</p>
議 長	水道課長
水道課長	<p>議案書の52ページです。</p> <p>議案第17号「平成23年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）について」平成23年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。本日付、町長名です。</p> <p>別冊の筑前町水道事業会計補正予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>平成23年度筑前町水道事業会計補正予算（第2号）</p> <p>第1条、平成23年度筑前町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第2条、平成23年度筑前町水道事業会計補正予算第2条に定めた収益的収入及び収益的支出の予算額を次のとおり補正する。</p> <p>収入、収益的収入、補正予算額30,420千円の増額で、277,058千円とします。</p> <p>支出、収益的支出、2,126千円の減額で、320,531千円とします。</p> <p>第3条、予算第3条に定めた議会の議決を得なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費74,764千円に改めます。</p> <p>今回の補正の主なものにつきましては、水道料金及び加入金が大幅に増えたことにより補正をするものであります。詳細につきましては、別冊の付属書類をお願いいたします。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p> <p>収益的収入及び支出の1ページです。</p> <p>1款の水道事業収益、1項1目給水収益の水道料金13,743千円の増額補正で、94,743千円とします。</p> <p>増額の内容につきましては、新規接続者が見込みより多かったことと公共施設、事業所等が多くの水道水を使用されたことにより料金が増えたため、増額の補正をするものであります。</p> <p>3目のその他の営業収益の加入金です。19,141千円の増額補正で、70,801千円とします。</p> <p>増額の内容につきましては、事前加入制度による加入者が見込みより約130戸ほど増加いたしました。また、大口の新規加入者があったことによるものです。</p> <p>それから、2項の2目他会計補助金2,464千円の減額補正で、87,899千円とします。</p> <p>当初予算では、支出が収入を上回るため、不足します2,464千円を一般会計より補填していただくようになっておりましたけれども、先ほど説明しましたように、水道料金、加入金等が増額になりましたため、補助してもらわなくなったため減額するものであります。</p> <p>2ページの支出です。</p> <p>1款1項2目の配水及び給水費は1,500千円の増額補正で、7,648千円とします。</p> <p>内容につきましては、朝倉市のほうからサン・ポートに送水しております配水管の譲渡を受けました。行政境のほうに仕切り弁の布設替えの必要がありますので、修繕費1,500千円を補正をいたします。</p> <p>3目の総係費は474千円の減額補正で、75,116千円とします。</p>

	<p>2ページ、3ページですけれども、人件費につきましては一般会計と同じであります。</p> <p>それから、3ページの委託料ですけれども、水道マッピングシステムの入力を業者に委託をしておりましたけれども、職員で十分対応することができたため、委託料を1,500千円減額をいたします。</p> <p>それから、4ページです。</p> <p>2項の営業外費用、3,152千円の減額補正で、34,221千円とします。</p> <p>企業債の借入は、毎年3月末に借入を行っておりまして、22年度の借入額が当初予定よりも26,000千円ほど少なめに借り入れております。</p> <p>それに伴いまして、利率についても見込みより低額になったため、企業債利息2,737千円を減額しております。</p> <p>以上で、筑前町水道事業会計補正予算（第2号）について、説明を終わります。</p>
議 長	議案の説明が終わりました。
日程第28～ 日程第35	
議 長	<p>会議規則第35条の規定により、日程第28から日程第35までを一括議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>一括議題とした日程第28 議案第18号から日程第35 議案第25号までは、全員でもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、日程第28 議案第18号から日程第35 議案第25号までは一括議題として、全員でもって構成する予算審査特別委員会に付託して審査することに決定いたしました。</p> <p>ここで、予算審査特別委員長及び副委員長の選任をお願いします。</p> <p>梅田美代子議員</p>
梅田議員	<p>予算特別委員会委員長に、副議長の矢野勉議員を、そして副委員長に、総務委員長であります一木哲美議員を推薦いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、10番 梅田美代子議員から発言がありましたように、委員長に矢野勉副議長、副委員長に一木哲美総務委員長ということでございます。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、矢野勉副議長、予算審査特別委員長就任のあいさつを演壇にてお願いします。</p> <p>矢野副議長</p>
矢野副議長	<p>ただ今、予算審査特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。</p> <p>東日本大震災発生から1年が過ぎようとしておりますが、未だ厳しい寒さの中で避難生活等をおくられている方々を目にするたび、逸早い復旧、復興を願うものであります。</p> <p>議員各位もご承知のとおり、国の厳しい財政状況の中、地方行政に与える影響は多大であり、長期的展望に立って健全財政を保ち、住民の多様な要望に応えていかなければなりません。町執行部は、住民福祉の増進と地域発展に寄与するものとして、</p>

	<p>確信をもってこの予算案を提出されたものであります。</p> <p>町議会といたしましても改選後、新体制での2年目を迎え、議会の立場として予算がどのように反映されているのかをしっかりとチェックし、施策や予算が適正であるか、十分に議論を重ねたいと思います。</p> <p>委員会の期間には制約がありますので、効率的に委員会運営が行われるよう議員各位のご理解とご協力をお願いいたしまして、委員長就任のあいさついたします。</p>
散 会	
議 長	<p>以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。</p> <p>本日は、これにて散会いたします。お疲れでございました。</p> <p style="text-align: right;">(1 1 : 5 5)</p>